

最終報告書

平成25年6月21日

公益財団法人全日本柔道連盟
振興センター助成金問題に関する第三者委員会

平成25年6月21日

最終報告書

公益財団法人全日本柔道連盟

会 長 上 村 春 樹 殿

監 事 三 宅 雄 一 郎 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

振興センター助成金問題に関する第三者委員会

委 員 長 弁 護 士 山 内 貴 博

委 員 公 認 会 計 士 稲 葉 喜 子

委 員 弁 護 士 木 谷 嘉 靖

委 員 公 認 会 計 士 二 村 隆 章

委 員 弁 護 士 望 月 浩 一 郎

目 次

| | | |
|-------|--|----|
| 第1 | 調査の概要 | 5 |
| 1. | 振興センター助成金問題に関する第三者委員会の構成 | 5 |
| 2. | 当委員会が組成されるに至った経緯 | 5 |
| 3. | 調査の対象 | 6 |
| 4. | 調査の経過 | 6 |
| 第2 | 前提事実 | 8 |
| 1. | スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）の概要 | 8 |
| 2. | 指導者スポーツ活動助成金に関する諸規程 | 8 |
| 第3 | 論点と判断 | 10 |
| 1. | 助成金を受給すべきでない指導者による助成金受給の有無 | 10 |
| 2. | 指導者スポーツ活動助成金の受給手続に対する全柔連の組織的関与の有無 | 22 |
| 3. | 「強化留保金」に関する問題の有無 | 32 |
| 第4 | 総括 | 46 |
| 1. | 金額について | 46 |
| 2. | 全柔連における指導者と選手の組合せの決定過程について | 46 |
| 3. | 全柔連における指導者スポーツ活動助成金受給者の特徴と、受給資格の判断における傾向 | 48 |
| 4. | 全柔連組織内部における責任の所在 | 50 |
| 5. | 全柔連の組織としてのガバナンスについて | 52 |
| 6. | 事後処理についての提言 | 59 |
| 別紙1 | 当委員会の構成 | |
| 別紙2 | 調査の経過 | |
| 別紙3-1 | スポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書記入例（平成22年度） | |

別紙 3-2 スポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書記入例（平成 23 年度）

別紙 4 留保金口座残高の推移

別紙 5 強化留保金の分析

資料 1 関係各規定一覧表

資料 2-1 全柔連から当委員会への「要望書」（中間報告書関連）

資料 2-2 当委員会から全柔連への「回答書」（資料 2-1 に対するもの）

資料 3-1 当委員会から全柔連への「要請書」（強化留保金の使途関連）

資料 3-2 全柔連から当委員会への「回答書」（資料 3-1 に対するもの）

別表「受給資格・留保金拠出額一覧表」

第1 調査の概要

1. 振興センター助成金問題に関する第三者委員会の構成

振興センター助成金問題に関する第三者委員会（以下「当委員会」という。）の構成は別紙1のとおりである。また、当委員会は、別紙1記載の者を補佐に任命し本調査の補佐をさせた。

2. 当委員会が組成されるに至った経緯

平成25年3月18日、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に属する指導者らが独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）から「指導者スポーツ活動助成金」（後に定義する。）を受領していたことに問題があると指摘する報道がなされた。全柔連は、当初、監事3名と外部委員で構成される調査チームを組成し、同調査チームが問題の有無を調査する方針であったが、外部委員候補者が、全柔連に対し、監事が加わる調査は内部調査であり客観性が保てない可能性があるため、外部委員のみによる調査チームにより調査を行うべきであるとの意見を具申した。これを受けて全柔連は、同年3月26日の臨時理事会において、外部委員のみによる第三者委員会を立ち上げることを決議し、同日、当委員会が組成された。

当委員会は、日本弁護士連合会が作成した平成22年7月15日付け（同年12月17日改訂）「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準じるものであり、このことを全柔連は了解している。特に、当委員会と全柔連の間では、以下の点が合意されている。

- ・ 当委員会は、その任務を果たすため、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に対して、調査に対する全面的な協力のための具体的対応を求めるものとし、全柔連及びその構成員は、当委員会の調査に全面的に協力する。
- ・ 当委員会は、全柔連に次の事項を求めるものとする。
 - ① 全柔連が、当委員会に対して、全柔連が所有するあらゆる資料、情報、構成員へのアクセスを保障すること。
 - ② 全柔連が、構成員等に対して、当委員会による調査に対する優先的な協力を業務

として命令すること。

- ・ 当委員会は、調査により判明した事実とその評価を、全柔連の現在の幹部に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。
- ・ 調査報告書の起案権は当委員会に属するものとし、当委員会が適当と判断する時期に公表するものとする。

3. 調査の対象

当委員会が全柔連から調査の委嘱を受けた事項は、以下のとおりである。

- ① 振興センターからの指導者スポーツ活動助成金の受領は適正か。
- ② 助成金を受領していた強化スタッフの活動実態。
- ③ 「強化留保金」¹なる仕組みは適正か。
- ④ これらに関わるガバナンスが適正に機能しているか。
- ⑤ その他、当委員会が調査の必要性を認める一切の事項。

調査対象期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間としたが、必要に応じ、平成 24 年度及び平成 18 年度以前についても調査が及んでいる。

4. 調査の経過

当委員会が行った具体的な調査作業は、別紙 2のとおりである。

当委員会は、平成 25 年 4 月 26 日に、中間報告書を全柔連会長及び監事に提出するとともに、その写しをマスコミ及び全柔連のウェブサイトを通じて公表した。本最終報告書において、中間報告書に追加した部分には、黄色の蛍光ペンを付した。

なお、同中間報告書を公表後、当委員会に対し、平成 25 年 5 月 14 日付け「中間報告についての職員からの意見等（ご連絡）」と題する書面（全柔連専務理事名義。以下「要望書（1）」

¹ 「強化留保金」「強化費」等々の呼び方もされていたようであるが、本報告書では「強化留保金」で統一する。

という。)が提出された。これに対する当委員会の意見は口頭で伝えたが、なお、同書面の見解を基本的に維持する平成25年5月28日付け「中間報告に対する意見と要望」と題する文書(全柔連事務局長名義。以下「要望書(2)」という。)が提出された。これらの文書は全柔連を代表する会長名義のものではなかったことから、当委員会より、これらの文書の内容は全柔連の組織としての見解かどうか質したところ、平成25年6月4日付けで、全柔連会長名義での「要望書」(以下「要望書(3)」)が提出された(なお、「要望書(3)」には、「要望書(2)」と「要望書(1)」の写しが、一部墨塗りの上で添付されている。)

以上のとおり、これらの書面は全柔連の組織としての見解であるというので、当委員会は、中間報告書に対する「事実上の反論文書」と受けとめた上で、全柔連に対し、2013年6月10日付け「回答書」を提出した。全柔連の「要望書」を資料2-1として、当委員会の「回答書」を資料2-2として、それぞれ添付する。

なお、上記「要望書」を本報告書に資料として添付することは、全柔連会長の要望に従ったものである。

以上の中間報告後の全柔連とのやりとりに関する当委員会の見解は、本報告書の関係各所で言及するほか、「総括」にて述べる。

第2 前提事実

1. スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）の概要

振興センターの設立根拠法は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法である。同法 15 条 1 項 3 号は、振興センターの業務の 1 つとして、「優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動・・・に対し資金の支給その他の援助を行うこと」を掲げている。振興センターによるスポーツ助成事業は、「スポーツ振興くじ助成」（平成 14 年～）、「スポーツ振興基金助成」（平成 2 年～）、「競技強化支援事業助成」（平成 15 年～）の 3 つがある。

そのうちの「スポーツ振興基金助成」は、我が国の国際的な競技水準の向上及びスポーツの裾野の拡大のため、政府が平成 2 年度補正予算から 250 億円を出資し、振興センターの前身である日本体育・学校健康センターに設置した「スポーツ振興基金」に、民間からの寄附金約 44 億円を合わせた合計約 294 億円を原資に、その運用益等により助成金の交付を行っているものである。これは、さらに、「スポーツ団体選手強化活動助成」、「スポーツ団体大会開催助成」、「選手・指導者スポーツ活動助成」、「国際的に卓越したスポーツ活動助成」の 4 つの助成活動に分けられる。

当委員会が調査の対象とするのは、「選手・指導者スポーツ活動助成」のうちの、指導者に対するスポーツ活動助成金（以下「指導者スポーツ活動助成金」という。）である。

直近の平成 23 年度において、振興センターによるスポーツ助成事業全体の助成額は約 146 億 3000 万円、そのうちのスポーツ振興基金助成の助成額は約 13 億円、さらにそのうちの指導者スポーツ活動助成の助成額は約 2 億 6000 万円（振興センターによるスポーツ助成事業全体の助成額のおよそ 2%）である。

平成 23 年度には、指導者スポーツ活動助成全体に対する割合として、全柔連の指導者に約 22%（支給額ベース）が支給された。

2. 指導者スポーツ活動助成金に関する諸規程

振興センターは、「スポーツ振興基金助成」事業を行うために、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を定め、さらにその細則として、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領」（以下「実施要領」という。）を定めている。

そのほか、振興センターは、平成 22 年度まで、「選手・指導者活動助成（日常スポーツ活動）の事務手続について」（以下「事務手続について」という。）と題する説明文書を、平成 23 年度以降は「スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付決定手続きの手引」（以下「手引」という。）と題する説明文書を、それぞれ作成し、配布している。

第3 論点と判断

1. 助成金を受給すべきでない指導者による助成金受給の有無

(1) 助成金を受給できる指導者の要件

ある「強化スタッフ」（公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の
アスリートプログラム2項2号）が、振興センターからの指導者スポーツ活動助成金を受給し
ていたことの当否を判断するに当たっては、前提として、指導者スポーツ活動助成金の受給資
格を有するか否かが最初に検討されなければならない。そこで、当委員会は、指導者スポーツ
活動助成金に関する関連諸規程を検討するところから調査を開始した。

ア 振興センターの関連諸規程

指導者スポーツ活動助成金を受給できる指導者の要件に関し、平成 22 年度まで適用されて
いた実施要領の3条は、「助成対象候補者（以下「候補者」という。）は、原則として財団法
人日本オリンピック委員会²・・・が行うアスリートプログラムにより認定された強化選手のうち、JOC が別に定める基準に該当する選手（以下「アスリート」という。）及びアスリートの
スタッフとする。」と定めていた。

平成 23 年度以降適用されるようになった交付要綱別記3は、（スポーツ活動）助成の対象
となる者は、JOC において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者とする²と定
めている。また、実施要領 17 条は、「選手・指導者スポーツ活動助成については、交付要綱
別記3に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。」とした上で、日常
スポーツ活動に対する助成の「助成対象者は、JOC が行うアスリートプログラムにより認定さ
れたオリンピック強化選手のうち、JOC が別に定める基準によりエリートA、エリートB又は
ユースエリートに認定された選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選
手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）とする。」と定めて
いる。同じ趣旨の文言は、手引にも記載されている。

² 現在の公益財団法人日本オリンピック委員会。

平成 23 年度以降の規程を平成 22 年度以前のものと比較すると、「アスリートのスタッフ」という文言が「専任強化スタッフ」という文言に変更され、「当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。」とのカッコ書が追記されている点が大きく異なる。

イ JOC の関連諸規程

JOC のアスリートプログラムは、「オリンピック競技大会で実施される正式競技の日本代表として参加可能な者をオリンピック強化指定選手（以下「強化指定選手」という）として認定しその自覚を促すとともに効果的な強化活動の展開を図ることを目的」とし、強化指定選手を指定し、これらの選手に対しては、定期的な健康診断・体力測定等を実施するほか、強化指定選手の強化活動に必要な助言、指導を与えるためのコーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフの強化スタッフを当該競技団体に配置する（同プログラム 2 項 1 号及び 2 号）。また、強化指定選手のうちオリンピック競技大会でメダルの獲得など入賞が期待される者を、エリート（A、B）、ユースエリートとして認定し、エリート（A、B）に対しては、「専任の強化スタッフ」を配置する（同プログラム 3 項）。

こちらには、「専任の」強化スタッフという表現はあるものの、振興センターの実施要領に見られた「当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。」といった限定文言はない。

なお、JOC のアスリートプログラムは、平成 14 年 4 月 1 日から今日に至るまで改訂されていない。

ウ スポーツ活動助成に関する振興センターと JOC の役割分担

このように、振興センターのスポーツ活動助成は、JOC のアスリートプログラムの存在を前提として、アスリートプログラムにおいて認定する強化指定選手の日常のスポーツ活動を財政的に援助する役割を果たそうとするものである。JOC が推薦し、かつ助成対象者としてふさわしいと判断した選手及び指導者に対し、振興センターがその活動計画を審査し、助成金交付を決定し、助成金を交付するという仕組み、換言すれば、助成対象者の範囲の画定を JOC の判

断に委ねる構造となっている。なお、JOC は、振興センターに対し、振興センター所定の書式により、選手及び指導者の推薦を行うが、その推薦書は、ある選手に対しある指導者が紐付く表形式になっている（エリートA選手には指導者名を記入する欄が2つあり、エリートB選手にはその欄が1つしかなく、その他の強化指定選手には指導者名を記入する欄がない。）。

エ 論点

以上の規程を比較したところ、主に以下の2点について、JOCの規程と振興センターの規程の間に相違点が存在することが判明した。

- ① 選手と指導者の「紐付け」をどの程度強いものとして要求するか（「専任」の解釈）
- ② 指導者の選手に対する指導等がどの程度の頻度で行われることを要求するか（「日常的に」の解釈）

オ 当委員会の見解

当委員会は、これらの論点が指導者スポーツ活動助成金の受給資格の有無を判断する上で極めて重要であることから、振興センターとJOCに対し、当該論点に関するそれぞれの見解を明らかにするよう求め、かつ、振興センターとJOCの各関連諸規程の趣旨を過去に遡って検討することに多くの時間を費やした。

その結果、当委員会は、以下のとおり判断するに至った。

(7) 選手の強化に携わる「スタッフ」であることについて

指導者スポーツ活動助成金は、JOCのアスリートプログラムにより認定された指導者の日常のスポーツ活動を財政的に援助する目的を有する以上、受給者は、アスリートプログラムの目的である強化指定選手の強化活動を行うという点で活動実態がなければならない。平成23年度以降に適用されるようになった実施要領17条は、日常スポーツ活動に対する助成の「助成対象者は、JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化選手のうち、JOCが別に定める基準によりエリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及

びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）とする。」と定めており、また、平成 22 年度より前の実施要領においては、上記「専任強化スタッフ」という文言ではなく「アスリートのスタッフ」という文言が用いられていたことから、いずれにしても、指導者スポーツ活動助成金の受給要件としては、選手の強化に携わる「スタッフ」としての活動実態が伴うことが求められる。

もつとも、後述のとおり、JOC のアスリートプログラムにおいては、コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフという各カテゴリ³が存在するため、「スタッフ」としての活動実態があるかどうかは、伝統的なコーチ（コーチングスタッフ）の姿のみにとらわれるべきではなく、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフとしての活動実態を踏まえた判断がなされるべきである。

(イ) 選手と指導者の「紐付け」の程度（「専任」の解釈）について

JOC のアスリートプログラムは、法律に基づき制定された「スポーツ振興基本計画」（現在の「スポーツ基本計画」）に根拠を有するものである。

平成 12 年 9 月、現行のスポーツ基本法の前身であるスポーツ振興法 4 条に基づき、文部省（当時）が「スポーツ振興基本計画」を策定し、これを受けて、JOC は平成 13 年、「ゴールドプラン」を策定した。

スポーツ振興基本計画は、政策目標として、①オリンピック競技大会などの国際競技大会で活躍できる競技者の育成・強化と、②メダル獲得率の倍増を政策目標に掲げ、そのための「必要不可欠な施策」として、①ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行うシステムの構築、②ナショナルレベルのトレーニング拠点の早期の整備や地域

³ JOC によれば、各カテゴリーの内容は以下のとおりである。

コーチングスタッフ：競技の技術や戦術等に関する豊富な知識及び国内外の大会における指導経験を通して、実践の場において、競技者の心身両面の指導にあたる者。

マネジメントスタッフ：効率的な強化計画を推進するために、競技者、チーム、関係スタッフ、所属先、サポート団体等との連携を図り、競技活動をサポートする者。

情報・戦略スタッフ：競技力向上に関わる情報、国際動向等のスポーツ関連情報を収集・分析し、強化戦略の構築や評価検証等の側面より、強化事業にかかわる者。

医・科学スタッフ：メディカル、フィジカル、メンタル、栄養管理、コンディショニング等の側面より、強化事業に関わる者。

の強化拠点の整備、③指導者の要請・確保（専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設）等を総合的に推進するものとし、側面的施策として、①スポーツ医・科学の活用により科学的トレーニング方法の開発を推進、②アンチ・ドーピング活動の推進、③国際競技大会等の積極的な開催等を掲げている。

JOCのゴールドプランは、スポーツ振興基本計画の「必要不可欠な施策」のうち①ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行うシステムの構築と③指導者の要請・確保に対応して、「強化プログラム」と「環境整備プログラム」を行うものとし、「強化プログラム」の具体的施策として、「アスリートプログラム」、「ナショナルスタッフプログラム」、「ナショナルコーチアカデミー」、「競技者育成プログラム」を柱と位置づけている。

アスリートプログラムは、それまでにすでに行われていた「オリンピック強化指定選手制度」と、ジュニア対象事業を拡大・発展させたものである。JOCのアスリートプログラムに基づき競技団体に配置される強化スタッフは、伝統的にはコーチングスタッフ、すなわち、選手に対し技術指導を行う、いわゆる典型的な「コーチ」のみが認められていたが、世界的な競技レベルの向上と競争の激化に対応するため、発達したスポーツ科学を利用した選手の競技力向上支援もまた、必須のものとして認識されるようになった。スポーツ振興基本計画は、技術指導コーチのみならず、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフといった、選手らの競技力向上を総合的に支援するスタッフの重要性を強調しており、これを受けて、JOCのアスリートプログラムにおいても、上記4カテゴリのスタッフを設けることとしているのである。

この強化スタッフカテゴリの拡大は、①オリンピック競技大会などの国際競技大会で活躍できる競技者の育成・強化と、②メダル獲得率の倍増という「スポーツ振興基本計画」で提示された政策目標に合致する具体的施策であり、「オリンピック競技大会で実施される正式競技の日本代表として参加可能な者をオリンピック強化指定選手（以下「強化指定選手」という）として認定し・・・効果的な強化活動の展開を図ること」という JOC のアスリートプログラムの目的にも叶うものである。

ここで、当委員会は、これらの新しいタイプの強化スタッフが、伝統的な技術指導コーチと異なり、特定の選手に対し一対一で強化・指導に当たるものではないこと、選手の側から見れば、チーム・競技団体に共有され、複数の選手の競技力向上に尽くす者であることが想定されていることを強調しておきたい。試合の様子をビデオ撮影して分析を行ったり、競技用具の開発を行ったりする情報・戦略スタッフや、選手らの体調管理を行う医・科学スタッフについて、特定の選手のみに尽くすことを厳格に要求することは合理的ではないであろう。

関係諸規程は、これらの政策目標・プログラムの目的に整合するように解釈されるべきである。この点は、JOCのアスリートプログラムの存在を前提として、JOCの推薦に依拠して選手・指導者に対し助成等を行う振興センターの交付要綱・実施要領の解釈についても同様である。

以上を前提として、振興センターの実施要領 17 条にいう「専任強化スタッフ」との文言、及びJOCのアスリートプログラム 3 項にある「専任の強化スタッフ」との文言にある「専任」の意味を検討する。「専任」という単語の日本語としての意味は多義的であり、ある選手しか指導しない指導者（「兼任」でない者）、指導しか行っておらず他に仕事を持っていない者（「兼業」でない者）等々、文言からだけでは意義が確定しない。ところが、スポーツ振興基本計画には、以下のとおりの手がかりが存在する。

「国際的な競技者育成の動向を踏まえると、トップレベル競技者等は十分な時間をかけてトレーニングに専念することが必要であり、その指導者についても指導に専念することが求められている。／このため、諸外国では、指導者の専任化が積極的に推進されており、トップレベル競技者等を指導する有給の指導者は、ドイツにおいては 789 名（1996 年）、フランスでは 1,654 名（1991 年）を数えている。／我が国でも、1989 年（平成元年）から、JOC がオリンピックでのメダル獲得が有望な競技団体に専任コーチを配置し、国もこれに対する支援を行っているが、この数は、現在 29 競技 29 名に止まっている。また、スポーツ団体の中には、独自の財源により指導者を確保している団体もあるが、その数は十分とはいえない状況にある。

／このため、我が国においても指導者が指導に専念できる体制の充実を図ることが求められている。」（「・・・(3) 指導者の養成・確保、[2] 現状と課題」より）

ここにいう「指導に専念（する指導者）」、諸外国における「指導者の専任化」＝「有給の指導者」、「指導者が指導に専念できる体制」との文言で念頭に置かれているのは、要するに指導を職業として行うプロのコーチである。我が国において、国庫補助金を原資に JOC が設置する「専任コーチ」という制度があるが、同制度における専任コーチングディレクターは、トップアスリート担当の場合、月 20 日（要するにフルタイム）の活動が必要であり基準額 924 万円の謝金、ジュニアアスリート担当の場合、月 10 日以上が要求され基準額 360 万円の謝金がそれぞれ支払われる（平成 23 年度の場合）。スポーツ振興基本計画にいう「専任」は、このレベルのプロコーチを指すものというべきであろう。

他方、指導者スポーツ活動助成金は謝金ではなく、あくまで経費助成であるという性質のものである。また、上記「専任コーチ」制度における謝金の金額と、指導者スポーツ活動助成金の金額とを比較すると、「専任コーチ」制度における謝金の上記金額と比べて、年額 120 万円（助成最高額）の指導者スポーツ活動助成金は、指導者の生計との関係ではあくまで補助的なものと言わざるを得ない。したがって、この指導者スポーツ活動助成金で指導者が生計を立てフルタイムの指導を行うことは想定しえず、指導者スポーツ活動助成金の趣旨は、謝金を受け取ることができない指導者らに対し、せめて実費だけでも助成しようというものと解される。換言すれば、この助成金で選手の側が指導者をフルタイムで独占することが想定され得ないことは、明らかであろう。

このことに加えて、以下の事実は極めて重要である。

- ・ 平成 22 年度まで振興センターにおいて作成・使用されていたスポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書には、指導担当選手を記載する欄がなかった [別紙 3]：平成 22 年度及び平成 23 年度の助成活動計画書記入例]。
- ・ 平成 22 年度までの振興センター実施要領は、「専任」という単語は用いていなかった。

これらの事実を考慮すれば、振興センターの現行実施要領 17 条にいう「専任強化スタッフ」との文言、及び JOC のアスリートプログラム 3 項にある「専任の強化スタッフ」との文言にある「専任」の意味を過大に解釈することはできない。スポーツ振興基本計画の趣旨に照らしても、選手と指導者の独占的な紐付けを必須のものとする必要はない。ここで重要なのは、指導者が、指導者スポーツ活動助成金を受け取るにふさわしい強化スタッフとしての実態を備えていたか否かであり、選手と指導者の「紐付け」は、指導者スポーツ活動助成金を受け取るにふさわしい強化スタッフとしての実態を欠く指導者を助成対象者から除外することを目的として、その実態の有無を判断する 1 つの前提要素として用意されたものにとらえられるべきであろう。

したがって、指導者スポーツ活動助成金の受給要件における選手と指導者との「紐付け」の程度は、指導者が担当の選手に対して、直接的または間接的に、強化スタッフ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフのいずれか）としての役割を果たしていれば足り、また、その他の選手に対して指導等を行うことまで否定するものではないと解すべきである。

振興センターは、A 選手に「紐付け」られた指導者 X は、A 選手に対するスタッフとしての活動が指導者 X が行う強化活動の 100% を占める必要はなく、A、B、C、D、E、F という A を含む選手のスタッフとしての活動実績があれば足りるとし、JOC 及び当委員会の見解と同一の見解である。なお、振興センターの見解は、A 選手に対するスタッフとしての活動実績がなく、B、C、D、E、F、G という A を含まない選手のスタッフとしての活動実績だけでは足りないとする。

(ウ) 指導者の選手に対する指導等の頻度（「日常的に」の解釈）について

振興センター実施要領にいう「日常」的との文言についても、前述した JOC 専任コーチが求められる活動日数に照らせば、フルタイムの指導者であることを要求すべきではない。

したがって、ある程度継続的に指導者としての活動を行っていることが必要と解すべきであ

る。

(2) 具体的判断

当委員会は、振興センター及び JOC との複数回にわたる協議を経て、ようやく上記の基準（「専任」及び「日常的」との文言の解釈）を得るに至った。すなわち、

- ・ 「スタッフ」としての活動実態があるかどうかが重要であり、伝統的なコーチ（コーチングスタッフ）の姿にとらわれるべきではなく、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフとしての活動実態を踏まえた判断がなされるべきである。
- ・ 指導者が担当の選手に対して、直接的または間接的に、強化スタッフとしての役割を果たしていれば足り、その他の選手に対して指導等を行うことまで否定するものではない。
- ・ フルタイムの指導者であることを要求すべきではなく、ある程度継続的に指導者としての活動を行っていることが必要である。

そこで、この基準を前提に、全柔連の指導者スポーツ活動助成金受領者 72 名（平成 19 年度～24 年度）のすべてについて、助成金受給資格の有無を個別に調査し、判定した。

調査結果の概要は以下のとおりであり、詳細は別表「受給資格・留保金拠出額一覧表」のとおりである⁴。

- ・ 1 年度を四半期に分け、それぞれの期間ごとに、各強化スタッフの助成金受給資格の有無を調査・判定した（強化スタッフと担当選手の組合せが、年度の途中で変更されている例があるため。）。
- ・ 72 名の強化スタッフについての判定結果は以下のとおりである。

⁴ 指導者及び選手のプライバシーに配慮し、公表が予定されている本報告書上は匿名とするが、全柔連に対しては、別途実名を明らかにした一覧表を提出した。

| | 強化スタッフについての判定 | 人数 |
|---|---|-----|
| 1 | 全ての期間において受給資格が認められた者 | 36名 |
| 2 | 一部の期間において受給資格が認められなかった者 | 15名 |
| 3 | 全ての期間において受給資格が認められなかった者 | 12名 |
| | 小計 | 63名 |
| 4 | 交付申請をしたが振興センターによる交付決定が留保されている者 (平成24年度第4四半期。判定対象外) | 9名 |
| | 合計 | 72名 |

- 平成19年度から24年度の6年間に、全柔連の指導者に総額1億9870万円の指導者スポーツ活動助成金が支給されたが、そのうち、受給資格が認められない期間の助成金受領額の総額は3620万円である(別表「受給資格・留保金拠出額一覧表」末尾参照)。

- 受給資格が認められなかった強化スタッフを類型化すると以下のとおりとなる。

パターン①：全柔連の強化委員会メンバーであり、強化委員としての活動は行っているが、担当選手との関わりはわずかにすぎない場合。

パターン②：自己都合・スタッフの交代等によりコーチを辞任し、あるいは、担当選手が引退・休養等によりスポーツ活動を行わなくなったにもかかわらず、受給停止の手续が取られなかった結果、受給が続けられていた場合。

- 受給資格が認められた強化スタッフを類型化すると以下のとおりとなる。

パターンA：担当選手の所属団体における指導者であり、担当選手に対し日常的に指導等を行っていた場合。

パターンB：全柔連における技術コーチであり、全柔連による強化合宿や試合等で担当選手に対し技術指導を行っていた場合。

パターンC：情報・戦略スタッフとして、試合のビデオ撮影を行い、敵方選手の特徴を分

析する等、担当選手を含む各強化選手に対し情報提供活動（審判関係、競技規則等の情報提供を含む）を行っていた場合。

パターンD： 医・科学スタッフとして、担当選手を含む各強化選手に対し医療、コンディショニングケア等のサポートを提供していた場合。

個別調査の具体的方法は以下のとおりである。

- ・ 平成 25 年 4 月 26 日より順次、指導者スポーツ活動助成金受領者 72 名に対し、回答期限を 5 月 10 日と設定して、書面による調査票を送付した。5 月 20 日までに 72 名全員から回答を得た。
 - ・ 平成 25 年 5 月 10 日より順次、指導者スポーツ活動助成金受領者に対する担当選手に指定された選手 53 名に対し、回答期限を 5 月 21 日と設定して、書面（一部は電子メール）による調査票を送付した（ただし 3 名は現住所不明で送付できなかった。）。このうち、現時点までに 44 名から書面での回答が得られ、2 名からは口頭での回答が得られたが、4 名からは回答を得られなかった。
 - ・ これらの調査でえられた回答につき、補充の調査が必要と当委員会において判断した指導者スポーツ活動助成金受給者の大部分及び担当選手のうち数名に対し、電話による補充の調査を行った。補充調査の結果は、文章にまとめ、電子メール、ファクシミリまたは郵送にて聴取対象者に送り確認を求めた。何名かの聴取対象者からは、補充・訂正の回答を受領した。
 - ・ 当委員会は、平成 25 年 5 月 31 日に、最終報告書の原案と、各指導者スポーツ活動助成金受領者の受給資格についての暫定的な判断結果を全柔連側に内示した上で、6 月 4 日、全柔連会長上村春樹氏（以下「上村会長」という。）、同事務局長村上清氏他数名から、上記原案等に対する意見の聴取を行った。
- 全柔連側からは、概要、上記「パターン②」に該当するものは理解できるとの発言がある一方で、上記「パターン①」について、強化委員の選手及び指導者としての過去の実績を強調した上で、担当選手との関わりはわずかにすぎなくても、担当選手の直

接の指導者に対する助言や、強化委員会における強化委員としての活動を踏まえ、強化委員全員の受給資格を一律に認めて欲しいとの意見が述べられた。

当委員会からは、これら強化委員の過去の実績や、全柔連における活動の重要性については十分に評価するが、それは、担当選手に対する指導等ではなく、全柔連の役職者としての仕事というべきであること、強化委員としての活動に要する経費（交通費等）は基本的に全柔連から支給されており、重ねて経費助成としての指導者スポーツ活動助成金が支給される必要性が乏しいこと、指導者の中には、担当選手に対する指導等を行っていないことを潔く自認している者が複数いること等からすれば、担当選手に対する指導等が基本となる振興センターによる指導者スポーツ活動助成金の受給資格という観点からは、これを否定せざるを得ないと回答した。

その上で、全柔連側より、指導者スポーツ活動助成金受給者のうち数名について、当委員会に十分に伝わっていない個別事情があるので説明したいとの要望があったため、当委員会はこれを受け容れ、個別の事情を聞く最後の機会を設けることにした。当委員会からは、6月6日を含む複数の候補日を提示したが、全柔連会長の都合により6月13日に設定することとなった。

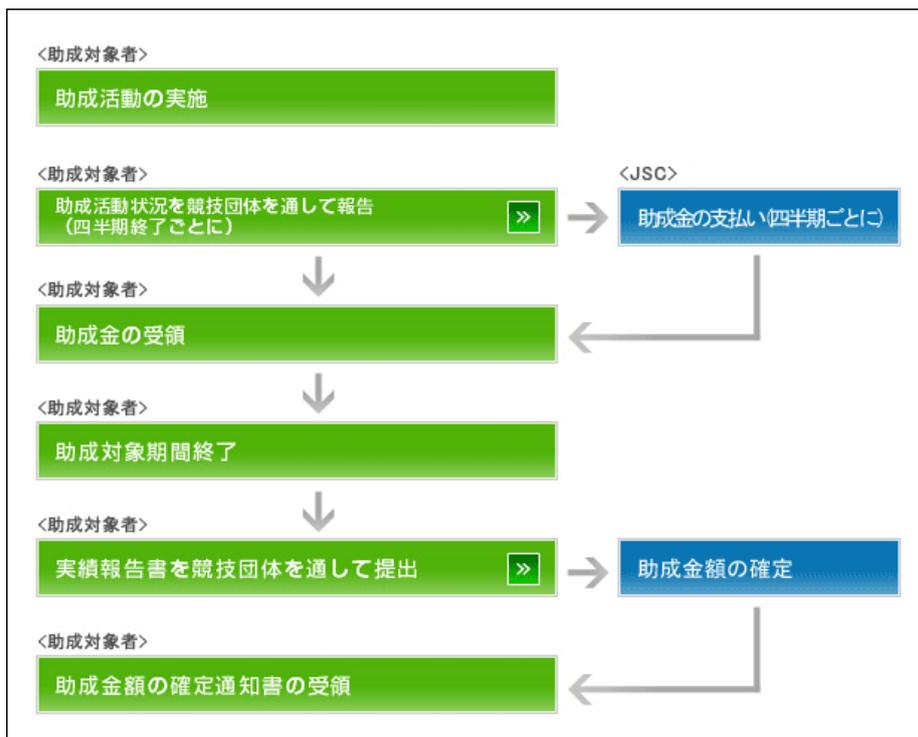
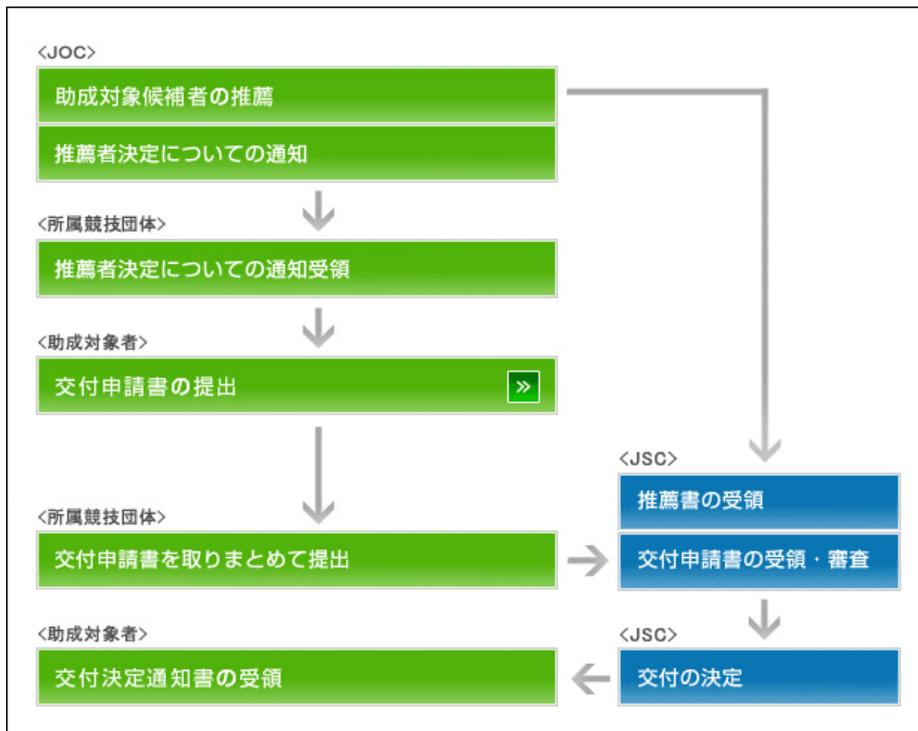
- 6月13日に、全柔連側（上村会長、斉藤仁強化委員長、木村昌彦強化委員、事務局長村上清氏、本件調査対応担当者廣田雅夫氏）との会合が持たれ、複数の指導者に関する個別事情が記載された書面が提出された。主に全柔連強化委員会幹部が個別の指導者に対し追加の事情聴取を行ったとのことであり、どの指導者に追加聴取を行うかは全柔連会長及び強化委員会幹部が決定したとのことであった。
- 当委員会は、追加提出された個別事情を十分に検討し、かつ独自に追加調査を行ったが、結論への影響はわずかであった。

以上の手続を経ることにより、当委員会は、各指導者スポーツ活動助成金受領者からの意見及び全柔連幹部からの意見を十分に聴取し、各指導者スポーツ活動助成金受領者の受給資格に関する判断を行った。

2. 指導者スポーツ活動助成金の受給手続に対する全柔連の組織的関与の有無

(1) 指導者スポーツ活動助成金の受給手続の概要

指導者スポーツ活動助成金の受給手続の流れは、以下のとおりである（振興センターのウェブサイトで引用した。）。



指導者スポーツ活動助成金の受領者はあくまで指導者個人であるが、競技団体は、①受領者決定の場面と、②振興センターに対する活動報告書の提出の場面で関与することになる。そこで、当委員会は、全柔連が、上記①及び②の場面でそれぞれどのような役割を果たしたのかについて、関係書類の検討及び関係者のインタビューにより調査を行った。

(2) 全柔連における指導者スポーツ活動助成金の受給手続の実態

ア 受領者決定の手続と全柔連の組織的関与

指導者スポーツ活動助成金の受領者は、JOC が振興センターに推薦する。具体的には、①JOC が各競技団体に対し、指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選を依頼、②各競技団体内部で指導者スポーツ活動助成金受領候補者を人選、③各競技団体が JOC に対し指導者スポーツ活動助成金受領候補者の推薦を申請、④JOC による指導者スポーツ活動助成金受領候補者の決定・振興センターへの推薦という手順を踏む。これらの手続に関し、以下の事実が認められる。

- (7) 全柔連では、JOC からの推薦依頼状は、事務局強化課職員が受領する。強化課職員は、指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選を、男子・女子の両監督に依頼する。男子・女子の両監督は、指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選と、助成金を受け取る選手と指導者の組み合わせの原案を作成し、強化委員長に協議を求め、最終的には、強化委員長が決定し、強化課職員に伝達する。強化課職員は、両監督及び強化委員長による決定をもとに、JOC に対する推薦申請書を作成する。なお、両監督及び強化委員長による指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選は、強化委員会や理事会等に議題として上程されることは、**少なくとも平成 19 年度以降は**なかった。また、このような手続で指導者スポーツ活動助成金受領候補者が決定されることについて、全柔連において組織的な決定・授権がなされた形跡は伺われず、慣例として、両監督及び強化委員長のみにより決定されてきた経緯がある。

- (4) 強化課職員は、両監督に対し、選手と指導者の組み合わせを示す一覧表のひ

な形は渡すが、振興センターから配布される手引等、指導者スポーツ活動助成金の受給資格が説明された文書は交付しないため、両監督も強化委員長も、指導者スポーツ活動助成金の受給資格の詳細を十分に理解せずに、指導者スポーツ活動助成金受領候補者を人選し、助成金を受け取る選手と指導者の組み合わせを決定していた。

(ウ) 各指導者が JOC のアスリートプログラムにおける強化スタッフのうちいずれのカテゴリ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフ）に当たるかは、強化課職員が適宜決定し、JOC に推薦申請を行っていた。なお、全柔連内部の上下関係から、両監督及び強化委員長の指導者スポーツ活動助成金受領候補者の人選について、強化課職員が意見を具申できる雰囲気は全くなかった。

(エ) JOC 強化部職員は、全柔連を含む各競技団体が JOC に提出した指導者スポーツ活動助成金受領候補者の推薦申請書類をチェックするが、その際、①各競技団体が人選した指導者スポーツ活動助成金受領候補者が、アスリートプログラムに基づき各年度の始めに決定される各競技団体の強化スタッフのリスト（全柔連の場合は、例年 150 名以上）に含まれていることを確認し、②各競技団体の事務局職員など、選手強化にたずさわらないことが一見して明らかなる者を除外する。また、③各競技団体が人選した候補者が指導者スポーツ活動助成金の受給資格を有するか否かについて疑義が生じた場合は、振興センターに対し確認を求める。しかし、アスリートプログラムに基づく強化スタッフは、全競技団体に合計 3500 名以上に上るので、各強化スタッフが具体的にどのような人物であり、指導者スポーツ活動助成金を受領するにふさわしい人物であるか、また、「紐付け」られた選手との関係で活動実態のあるスタッフであるかを JOC 強化部職員が判断するには限界があり、競技団体の人選を尊重せざるを得なくなっているのが現実であった。また、各指導者が後日振興センターに提出する活動計画書は JOC に共有されないので、各

指導者が具体的にどのような指導を行う計画であるかを、JOC が確認することはできなかった。

- (オ) 振興センターは、「①JOC は、センターに対し、助成対象候補者を推薦します。②センターは、JOC から推薦された候補者の中から助成対象者を審査・決定し、JOC に通知します。（内定通知）」と定めている（「事務手続について」）。しかし、実際には、振興センターは、各競技団体における助成対象者についての固有の審査は行わず、JOC の推薦を全面的に受け容れる運用となっていた。また、振興センターが用意した JOC からの推薦状のひな形に、JOC のアスリートプログラムにおける強化スタッフのうちいずれのカテゴリ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフ）に当たるかを記載する欄はなかった（もっとも、JOC は参考資料として、各指導者がどのカテゴリに当たるかを記載した資料を添付して、振興センターに提出していた。）。
- (カ) JOC の推薦を受けた各指導者は、振興センターに対し、活動計画書を添えて、助成金交付申請書を提出し、振興センタースポーツ振興事業部職員はこれを審査するが、申請者が、JOC のアスリートプログラムにおける強化スタッフのうちいずれのカテゴリ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフ）に当たるかは関知しないため、各申請者の活動計画につき、各カテゴリのスタッフとしてふさわしい内容になっているかどうかという審査の視点はなかった。

イ 活動報告書の提出手続と全柔連の組織的関与

指導者スポーツ活動助成金受領候補者として JOC から推薦を受けた指導者は、振興センターに対し、助成金申請書とともに活動計画書を提出する。また、助成活動が始まったのち、四半期ごとに活動報告書を提出する。

全柔連の指導者が振興センターに提出した活動計画書及び活動報告書に関しては、以下の事

実が認められる。

- (7) 振興センターが全柔連に交付した資料は、振興センターが作成した手引、活動計画書及び活動報告書の書式並びにそれらの記載例のみであり、交付要綱及び実施要領は配布されていなかった。もともと、助成対象者に交付する交付決定通知書には、交付要綱及び関係規定の定めるところに従わなければならないと明記されていた。
- (4) 全柔連強化課は、助成対象者である指導者に対し、活動計画書及び活動報告書を作成し、提出するよう求めていたが、その際に、振興センターが作成・配布した活動計画書及び活動報告書の書式と、活動計画書及び活動報告書の記載例を配布するのみで、手引は配布せず、そもそも指導者スポーツ活動助成金がどのような性格の助成金であるのか、助成対象者に理解させる努力を怠った。そのため、助成対象者の中には、指導者スポーツ活動助成金の趣旨や助成対象者、助成対象活動等、さらには自分がいかなるカテゴリのスタッフとして JOC に推薦されているかについて十分理解しないまま、活動計画書及び活動報告書は形式的・名目的なものではないかと受けとめて書類を作成した者もいた。また、振興センターの記載例の内容は、選手用のものであり、指導者用のものではなかったため〔別紙3参照〕、指導者が作成した活動計画書及び報告書は、振興センターの選手用の記載例をほぼ書き写したものになっており、指導者がマッサージやトレーニングを受けることになっていたり、毎年ダンベルを購入することになっていたりする等、一見して、指導者としての活動実態と合致しない内容となっていた。もともと、全柔連の事務局は、長年にわたり、そのような実態と合致しない活動計画書及び活動報告書について振興センターから指摘を受けることがなかったこと、提出期限が厳しかったこともあって、活動計画書や活動報告書の内容を吟味することなく、そのまま振興センターに提出していた。
- (ウ) 助成対象者であった指導者の多くは、活動計画書及び活動報告書の内容が指

指導者としての活動実態と乖離していることについて認識していたものの、長年にわたり、そのような書面について振興センターから指摘を受けることがなかったため、特に問題があるとは感じていなかった。ただし、一部の指導者は、指導者としての活動実態と乖離した内容の活動計画書及び活動報告書を振興センターに提出したことについて自責の念にかられていたものの、長年にわたり確立された運用であったことから、全柔連の幹部や事務局に問い合わせ等の行為に出ることができなかった。また、一部の指導者が、指導者と選手の組合せについて、別の組合せであればより密接な指導ができるとの考えのもと、強化委員会幹部に疑問を呈したことがあったが、強化委員会幹部は、これでよいと述べ、組合せの変更などを検討することはなかった。

- (エ) 活動計画書及び活動報告書には、全柔連の会長の認証があるが、同会長が活動計画書及び活動報告書の内容を確認することなく、事務局レベルで事務的に認証されるのが実態であった。また、全柔連には助成金審査委員会が設置されていたが、同委員会も指導者スポーツ活動助成金の運用に関する調査を行ったことがないなど、全柔連が組織として、このような認証の実態や、上記(イ)及び(ウ)の状況を是正しようとしたことはなかった。
- (オ) 振興センターは、活動計画書及び活動報告書の内容が、振興センターが作成した記載例をほぼそのまま写したものであり、指導者としての活動を記載すべきところに選手の活動が記載されていたことや、活動報告書に支出として計上されている旅費等が、万円単位で記載されており端数がないなど、明らかに実態と異なる記載になっているにもかかわらず、それを調査し、是正を求めたことがなかった。

(3) 評価

公金としての助成金の交付を受ける以上、受給者すなわち指導者が、助成金受給要件を十分に咀嚼し理解すべきであり、組織としての競技団体にもまた、助成金受給要件や手続に精通し、

適切な受給手続が履践されるための措置を取ることが求められる。

しかし、上述のとおり、全柔連においては、指導者スポーツ活動助成金の受給推薦者を決定する強化委員会トップ（強化委員長及び両監督）が受給資格の詳細を理解しておらず、事務局もこれを是正する努力を怠っていた。

また、指導者スポーツ活動助成金は謝金ではなく経費助成であるという性質からすると、活動計画書及び活動報告書に実態と乖離した内容を記載することは許されるものではない。しかし、助成対象であった全柔連の指導者から提出された活動計画書及び活動報告書の内容は実態と乖離しており、問題があったと言わざるを得ない。そして、全柔連が、組織として、実態と乖離した活動計画書及び活動報告書が提出されていることを是正せず、全柔連の会長が書面の内容を確認していないのに同会長の認証が行われているという事態まで発生しているにもかかわらず、助成金審査委員会等も含め、誰もこれを調査することなく、是正しようとする事もなかった。

以上の事実に照らせば、全柔連は、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていたと断ぜざるを得ない。また、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神の欠如を改善する仕組みを欠いていた点において、全柔連のガバナンスに問題があったと指摘せざるを得ない。

なお、当委員会の調査対象は、指導者スポーツ活動助成金の受給に限られており、全柔連が振興センターから支給されている団体助成等その他の助成金や、その他全柔連の団体活動全体について調査したわけではない。したがって、全柔連の団体活動全体について問題があったと認定・判断しているわけではないことを注記しておく。

もっとも、中間報告後の「要請書」において、全柔連より、「個人助成への対応を、『全柔連の遵法精神の問題』につなげるのは安直に過ぎる」との意見があったので、以下のとおり付言する。

「全柔連の組織としての遵法精神」に関する当委員会の見解は、中間報告書を熟読すれば理解できるはずである。すなわち、全柔連において、指導者スポーツ活動助成金に関する規則規定をよく分析・検討し、理解し、これを遵守すべき態度に欠けていたということであり、「安直」との批判はあたらない。

他方、全柔連の見解は、本件問題を、振興センターと指導者個人の問題に矮小化し、全柔連の責任を否定しようとするもののように理解されるが、それは完全な誤りである。仮に、指導者スポーツ活動助成金は振興センターと指導者個人の問題であるというのであれば、指導者と選手の組合せは、全柔連強化委員会トップ（両監督及び強化委員長）が決めるのではなく、各指導者（あるいは選手）の協議で決めるべきであろう。受給の時点で強化委員会トップが決めおきながら、問題が発覚した途端に指導者個人の問題として指導者個人に責任を押し付けようとするのは無責任であり、統括団体としてあるべき態度ではない。

(4) 指導者スポーツ活動助成金の受給手続に関する責任の所在

当委員会は、中間報告書において、「指導者スポーツ活動助成金を受領していた指導者の中には、長年にわたり全柔連の役職を務め、いわば全柔連の中樞を歩んできた者から、全柔連に関連する諸団体（学生団体、業界団体等）の代表として、いわゆる「充て職」として一時的に全柔連の役職に就いた者まで、様々な立場の者が存在する。前者の中には、全柔連の組織としての不適切な行為について主導的役割を果たしていた者がいる可能性があり、その者の責任は相対的に重いと言わざるを得ない。他方で、後者は、組織による不適切な行為に外様として従わざるを得なかったという意味で、結果として不適切な行為に荷担したという側面もあることは否定できず、その責任の軽重を考える上で斟酌すべきである。」と指摘した。

この点については、「強化留保金」に関する責任の所在とあわせて、本報告書末尾「第4 総括」において論ずる。

(5) 背景

上記ア(エ)ないし(カ)のとおり、指導者スポーツ活動助成金の受領者決定プロセスにおいて、

JOC による指導者スポーツ活動助成金受領候補者の推薦及び振興センターによる活動計画の審査には限界があった。しかし、受領者の推薦と活動計画の審査に関しては、JOC と振興センターの間で、JOC が各指導者のカテゴリ分けと活動計画書の内容を共有し、それぞれが二重に審査を行ったり、申請者や競技団体に対し選手と指導者の関係をより詳細に説明させたりするなど、より実質的な審査が行えるような運用になっていなかったところであり、振興センターと JOC の両者につき、そのような改善の余地があると言わざるを得ない。

また、上記イ(ウ)のとおり、振興センターは、全柔連の指導者から提出された活動計画書及び活動報告書の内容が実態と乖離していることが明らかであったにもかかわらず、それを長年にわたり見過ごし、是正されずに今日に至ったものと認められる。そして、その結果、指導者スポーツ活動助成金は経費助成であるという性質でありながら、その取扱いが限りなく用途が自由な金銭として運用され、指導者スポーツ活動助成金が経費助成であるという性質と実態との間に乖離が生じるに至っていたと言わざるを得ない。

当委員会としては、全柔連が、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていた責任は免れないものの、振興センター及び JOC による上記のような制度運営が、本件の背景にあることもまた事実であると考える。

当委員会の中間報告を受けて、JOC も振興センターも制度運営に問題があったことを自認し、改善すべき点は改善する方針であると理解している。

なお、中間報告後の「要望書」において、全柔連は、「今回の中間報告では、『助成金問題』に関して、指導者助成金についての制度上の問題点が相当明確になった。その中で、全柔連は、これまで長年に亘って、JOC や JSC の指導や承認をいただきながら対応してきた。」と述べている。

自らの責任を棚上げし、制度運営者に責任を転嫁するような全柔連の態度は極めて不当であり、当委員会としても驚きを禁じ得ない。中間報告において「当委員会としては、全柔連が、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法

精神を欠いていた責任は免れないものの、振興センター及び JOC による上記のような制度運営が、本件の背景にあることもまた事実であると考え。」と述べたとおり、全柔連の責任は免れない。当委員会の判断の基礎となっている諸事実は、全柔連が振興センターや JOC に対し提出した書類からはわからない新たな事実であり、そのような新たな事実が判明した場合には、JOC や振興センターの「承認」が覆る可能性が生じることは、当然のことである。

3. 「強化留保金」に関する問題の有無

(1) 調査の手法

当委員会は、全柔連より、「強化留保金」が保管されていたという全柔連強化委員会スタッフあるいは元スタッフの個人名義の銀行預金口座の通帳と関連資料を受領し、分析を行い、また関係者の面談・事情聴取を行った。

また、平成 25 年 4 月 26 日の中間報告書提出後、当委員会は全柔連に対し、「強化留保金」からの出金の目的・用途を、一覧表の形式でまとめ、平成 25 年 5 月 10 日までに提出するよう求めた（口頭にて 4 月 27 日に、書面にて 4 月 30 日に。資料 3-1）。これに対し 5 月 17 日付けで提出された全柔連からの回答書面を資料 3-2 として添付する。

当委員会は、中間報告書において、「調査の過程において、強化委員長が管理する「強化留保金」のほかに、男子のナショナルチームと女子のナショナルチームに、それぞれの監督が管理する「コーチ費」等と呼ばれるプール金というべきものが存在することが判明した。ただし、これらのプール金の原資は、選手らに対する餞別・激励金の類であり、指導者スポーツ活動助成金のような公金の性質を有する金銭が入金されている形跡は今のところ窺われない。また、用途についても、男女ナショナルチームの活動以外の用途に使われた形跡は今のところ伺われない。よって、現時点では、大きな問題はないのではないかと思料するが、結論は最終報告に委ねる。」と報告した。この「コーチ費」についても、コーチ費が保管されていた銀行口座預金通帳、出入金を記録した帳簿、領収書の束等の提出を受け、分析を行った。

(2) 事実認定

当委員会は、調査・分析を踏まえ、以下のとおり認定する。

「強化留保金」銀行口座の残高の推移は、別紙 4 のとおりである。

調査対象期間である平成 19 年度から平成 24 年度にかけて、指導者スポーツ活動助成金を実際に受領した者 63 名のうち 46 名（受領者の約 4 分の 3）から、少なくとも 3345 万円の入金があったと認められる。

当委員会としては、「強化留保金」の出入金を決定する権限は歴代の強化委員長が有し、実際の出納管理は歴代の全柔連における「専任コーチ」（全柔連事務局に席を置き、総務的な仕事も行ってたコーチ）が行っていた（全柔連における「専任コーチ」というポジションが廃止された平成 20 年 7 月以降は、当時の強化委員長の命を受けた全柔連事務局強化課）と認定する。

「強化留保金」の実態は、以下の期間に分けて把握できると考える。

ア 「強化留保金」という実務の形成過程

指導者スポーツ活動助成金制度は、平成 2 年度に、振興センターの前身である特殊法人日本体育・学校健康センターにより始められたものであり、全柔連の指導者に対する給付は、平成 3 年度に開始された。平成 3 年度の強化委員長であった神永昭夫氏はすでに故人であり、事情を聞くことはできなかったが、平成 4 年時点で強化副委員長であった佐藤宣践氏（以下「佐藤氏」という。）及び藤田弘明氏（以下「藤田氏」という。）と、専任コーチであった南喜陽氏等から事情聴取を行った⁵。古い時期の話であり、記憶が曖昧なところもあるが、関係各氏の証言は、概ね、以下のとおりである。

全柔連では、以前から、地方合宿等において関係者から選手らに贈られる餞別・激励金の類をプールしておき、大会の打ち上げ等を使う実務が長年行われてきていた（これは、現在の「コーチ費」の実務に引き継がれているものと位置付けられる。）。佐藤氏は、昭和 51 年から昭和 60 年に自らがヘッドコーチを務めていた時代に、このような「餞別金のプール」を自ら提案し、始めた。他方、全柔連から交付される手当等に関して、交付される指導者と交付されない指導者が「不公平」であるとの意識が指導者間にあり、交付される指導者から一定金額を集め、交付されない指導者に現金ベースで配分することにより、この「不公平」感を解消するというも行われていた。

その後、平成 3 年度から、数人の指導者に対し振興センターからの指導者スポーツ活動助成

⁵ 佐藤氏はその後平成 8 年まで強化副委員長を務めた。藤田氏は平成 5 年に強化委員長に昇格し、平成 12 年まで務めた。南氏は、平成 9 年まで専任コーチを務めた。

金が交付されるようになったが、翌平成4年度に強化委員長に就任した藤田氏が強化委員長だった時代に、振興センターからの指導者スポーツ活動助成金について、交付される指導者と交付されない指導者の間で上述のような平等分配の実務が行われるようになった（藤田氏は、その始期がいつであるか明確には記憶していなかったものの、4、5名からおそらく四半期に一度10万円ずつお金を集めて、10人くらいに配っていたと思う、と供述した。）。

さらにその後、指導者スポーツ活動助成金の受領者数が増え、助成金の総額も増えたため、（記憶している者がおらず、確定することができなかったが）ある時点（藤田強化委員長の時代または上村強化委員長の時代）から、集金された金額を現金ベースで他の指導者に配分するに留まらず、集金された金額をプールして、一定の目的のために使うようになった。

イ 上村強化委員長の時代（平成12年9月～平成18年3月）

B氏は、全柔連ナショナルチームの指導者のひとりであり、平成13年4月ころ、A氏から強化留保金の管理を引き継いだ。A氏から引き継いだときの強化留保金の残高は、約200万円であったとB氏は述べた。

B氏は、引き継いだ当初から、講道館近くのある銀行の支店に預金口座を作って強化留保金を管理していたが、その支店が閉店となったため、平成15年5月27日、講道館近くの別の銀行の支店に、「全柔連 強化保留金 代表 B」名義の銀行預金口座を開設し、強化留保金を移した（移した時点での強化留保金の残高は400万円あまり。）。この2通の口座のうち、新しい方の口座の通帳は当委員会に提出されたが、古い方の通帳は発見されていない（B氏は、同氏がコーチを退任する際に、古い方の通帳をシュレッダーにより破棄した可能性があると言っている。）。

新しい方の預金口座は、平成17年5月16日に残高がゼロ円になっている。また、この時代の出納をB氏が記録したノートが存在する。

この時代の強化留保金の原資について、B氏は、A氏から引き継いだ繰越金、ナショナルチームに対して贈られた餞別・激励金に加え、指導者スポーツ活動助成金を受領した指導者が、振興センターからの助成金を四半期ごとに各30万円受領した後に、各10万円ずつ（年間で一

人あたり 40 万円)、強化留保金として振り込んだ又は現金で支払ったものも含まれていると証言した。B 氏は、新たに助成金を受領することになった指導者に対しては、下記の用途に用いることを説明した上で、四半期ごとに 10 万円を回収していたと証言している。

また、振興センターからの助成金や JOC からの謝金を受け取っていた強化委員らと、それらを受け取っていないがコーチとしての活動をしている強化委員らとの間で「不平等」が起きていることから、強化委員長の指示を受け、同じ強化に携わる強化委員として「平等」になるように、それらを受け取っていないがコーチとしての活動をしている強化委員らに対し、強化留保金から四半期ごとに 20 万円が渡るようにしていた。

この時代、すなわち平成 12 年 9 月から平成 18 年 3 月までの強化委員長は上村春樹氏（現全柔連会長。以下「上村氏」という。）であり、同氏は、上記強化留保金を誰が拠出するか、強化留保金から何のために拠出するかを決定する権限を自らが強化委員長として保有していたこと、実際の管理は B 氏に任せていたことを、当委員会に対し認めた。また、B 氏は、上村氏に対して、定期的に強化留保金の収支について報告を行っていた。

なお、上村氏も B 氏も、強化留保金の実務は、前任者から引き継いだものであり自分の時代に始まったものではないと述べた。

ウ 吉村強化委員長の時代（前期：平成 18 年 4 月～平成 20 年 8 月）

「C」名義の銀行預金口座の通帳が、当委員会に提出された。同口座は平成 17 年 3 月 25 日に開設されている。

C 氏は、全柔連ナショナルチームの指導者のひとりであり、平成 17 年 3 月ころ、強化留保金の管理を B 氏から引き継いだ。

平成 18 年 4 月に、強化委員長が上村氏から吉村和郎氏（以下「吉村氏」という。）に交代した。そのため、平成 18 年 4 月までは上村氏が、その後は吉村氏がそれぞれ、当該出入金の権限を有しており、両氏のもと、C 氏が強化留保金の出納管理を行っていた。

C 氏は、平成 20 年 8 月の第 29 回オリンピック競技大会（北京）の直前に体調を崩し指導者の立場も辞したため、平成 20 年 7 月頃をもって強化留保金との関わりも消滅した。

この時代の強化留保金の原資について、上村氏・吉村氏は、それまでの繰越金に加え、指導者スポーツ活動助成金を受領した指導者が、振興センターからの助成金を四半期ごとに各 30 万円受領した直後に、各 10 万円ずつ（年間で一人あたり 40 万円）振り込んだものも含まれていると証言したが、誰がいつ振り込んだか等の正確な記録・記憶は有しないと証言した。

この時代の出納を記録したノートが存在するはずとの C 氏の証言があるが、発見されていない。

エ 吉村強化委員長の時代（後期：平成 20 年 7 月頃～平成 24 年 11 月）

平成 20 年 7 月頃に C 氏が体調を崩したため、当時の全柔連強化委員長であった吉村氏が、強化留保金が保管されていた C 氏名義の銀行預金口座の管理を直接行うようになった。第 29 回オリンピック競技大会（北京）終了時の強化留保金口座の残高は概ね 500 万円弱であった。

この時代の強化留保金の原資は、それまでの繰越金に加え、概ね、指導者スポーツ活動助成金受領者が、振興センターからの助成金を四半期ごとに各 30 万円受領した直後に、各 10 万円ずつ（年間で一人あたり 40 万円）振り込んだものである。

吉村氏は、強化留保金の管理の任にあったものの、指導者スポーツ活動助成金受領者からの留保金の「回収」等 についての一部の連絡などは、全柔連事務局強化課に所属の E 職員（全柔連職員としての本来業務は女子強化チーム担当）に直接に指示して行わせていた。平成 21 年度は、強化留保金の支払要請は口頭で行われ、入金も吉村氏または強化課職員への現金手渡しによることが多かったが、平成 22 年度以降、強化留保金の支払要請は電子メールを使って行われるようになり、入金も銀行振込による例が多くなった。強化留保金保管口座の残高は、平成 20 年末の時点で 500 万円弱、平成 21 年末の時点でも 500 万円弱であった。

ところが、平成 22 年 9 月に行われた世界柔道選手権大会で、選手の枠が各階級 2 名となり、かつ日本柔道選手が好成績を収めたことから、同年度下期以降、振興センターから助成金を受領できる選手・指導者が増加し、指導者から拠出される強化留保金の残高が急激に膨れあがった。その結果、強化留保金保管口座の残高は、平成 22 年末の時点では 800 万円弱となり、平成 23 年末には 2000 万円余りに達した。

平成 24 年夏頃、C 氏は、自分名義の銀行預金口座が未だに強化留保金の保管口座として使われていることを知り、吉村氏に対し、自分名義の銀行口座の利用を中止するよう求めた。このころ吉村氏は、C 氏名義の銀行口座の残高を確認したところ、この時点での残高が 2600 万円ほどになっていたことを知った。

吉村氏は、C 氏の上記要請を受け、同人名義の銀行口座を閉鎖することを決め、その準備のため、平成 24 年 9 月 13 日、「全日本柔道連盟強化委員会 吉村和郎」名義の預金口座を開設し、全柔連強化課職員に対し、C 氏名義の口座から徐々に資金を移動させるよう指示した。

吉村氏は、この時代の強化留保金の出納を一切記録しておらず、領収書も整理していない（吉村氏は、同氏が強化委員長を退任する際に、領収書の一部をシュレッダーにより破棄したと述べている。）。

吉村氏は、平成 24 年 10 月 5 日から 10 月 8 日まで開催されたぎふ清流国体の折りに、強化留保金が 2000 万円を超え 3000 万円に近づいていたことを、会長である上村氏他に話した。これを受けた上村氏は、吉村氏に対し、金額が大きくとんでもないことだと述べ、収支を明確にし、適切な処理を行うよう指示した。吉村氏は、強化留保金の「回収」を止めることとし、強化課職員を通じて拠出者に連絡した。実際に、助成金受領者からの拠出は、平成 24 年第 1 期分（4 月～6 月分計 30 万円）からの拠出を最後にごく一部を除き行われていない。

平成 24 年 10 月 11 日、C 氏が上京した折に、C 氏名義の口座は解約され、その際に引き出された 2000 万円あまりの現金は、吉村氏が全柔連本部の自己の机に保管した。

平成 24 年 10 月、吉村氏が全柔連強化委員長から退き、斉藤仁氏が同委員長に就任することとなったが、吉村氏は、全柔連強化委員長から退くことを機に、当初は、平成 24 年 11 月 10 日から同月 11 日に開催される講道館杯の際に、2800 万円余りの強化留保金をその拠出者らに返還しようと考えた。ところが、記録が十分でなかったことから、前提としての収支を明確にする作業が実施できず、結局は返還を行わないこととなった。

平成 24 年 11 月 21 日、「全日本柔道連盟強化委員会 吉村和郎」名義の口座も解約され、その際に引き出された 800 万円あまりの現金も、吉村氏の机に保管されることとなった。

吉村氏は、平成 24 年 11 月 30 日から同年 12 月 2 日まで開催された柔道グランドスラム東

京大会の際に、当時判明した限りの強化留保金拠出者を集め、過去の使途の概要を説明し、斉藤強化体制にそのまま引き継ぎたいとの希望を述べた(強化留保金の残高は説明していない)。
吉村氏のこの発言を聞いた強化留保金拠出者で、特に異論を述べた者はいなかった。

オ 斉藤強化委員長の時代 (平成 24 年 11 月以降)

斉藤氏は、吉村氏から引き継いだ強化留保金について、D 氏に、吉村氏から現金・過去の通帳・資料等を承継するよう指示し、D 氏はこれを実行した。D 氏は、現金をしばらく自宅に保管していたが、肩書付きの個人名義の銀行口座を開設できることを知り、平成 25 年 2 月 14 日、「全日本柔道強化スタッフ親睦会 代表 D」名義の口座を開設し、現金を入金した。

斉藤体制における強化スタッフらは、強化留保金の残高が多額のため、個人名義で管理するのではなく複数のコーチにより共同管理すべきであると考えていたが、共同管理への移行が実現しないまま、平成 25 年 3 月 18 日、強化留保金に関する新聞報道がなされた。

現在、D 名義の銀行口座の預金通帳は、D 氏の知人の公認会計士に預託されている。また、複数国の外貨現金が存在する。なお、斉藤体制に引き継がれてから、幾ばくかの支出があり(詳細は後述する。)、現時点での同口座の残高は 2350 万円余りであるほか、外貨現金⁶が円換算で約 60 万円存在する。

カ 「強化留保金」の入出金の実態

「強化留保金」の入出金の状況については、記録が十分に残されていないため厳密に確定することは不可能であるが、銀行預金通帳、一部残された領収書、拠出額に関する指導者の証言等を総合考慮すると、概ね、下記のとおりと認められる(別紙 5「強化留保金の分析」参照)。

なお、出入金を子細に見ると、例えば、海外遠征・合宿等のためにまとまった額を引率者に預け、費消後、残金を強化留保金口座に戻している等、「仮払金」と「仮受金」が対応する場合同数が複数見られるが、強化留保金の入出金の実態とはあまり関係がないので、以下の説明では捨象する。

⁶ 米ドル、ユーロ、韓国ウォン等。

(7) 強化留保金の残金

現在、強化留保金として残されている額は、前述のとおり、預金約 2350 万円、外貨現金約 60 万円の、合計約 2410 万円である。

(4) 強化留保金の当初残高とその後の入金状況

当委員会の調査対象期間である平成 19 年度から平成 24 年度まで（吉村強化委員長前期～斉藤強化委員長）の入金状況は以下のとおりである。

平成 19 年 6 月末時点の強化留保金口座預金通帳の残高は、約 202 万円であり、現金も、額は確定できないが、多少はあったものと推測される（仮に「 α 」円とする。）。

平成 19 年 7 月以降、強化留保金口座に対し、10 万円単位の入金が複数記録されているが、これらの入金は、現金で回収された強化留保金を管理者がまとめて入金したものと推測される。また、平成 22 年度以降は、助成金受領者名義での銀行振込による入金が複数存在する。これらの口座の記録と、助成金受領者に対する書面・電話による調査結果を総合考慮すると、平成 19 年度から平成 24 年度の間助成金受領者から回収された強化留保金の合計額は、別紙 5「強化留保金の分析」に記載した合計 3345 万円と推定されるが、少なからぬ助成金受領者が明確な記憶を有していないと発言していたことからすると、実際には、これ以上の額（3345 万円 + β 円）であった可能性も否定できない。

加えて、強化留保金口座には、JOC の専任コーチとして謝金を受領していた指導者 2 名から、それぞれ 60 万円と 40 万円の拠出があり⁷、利息が約 2 万円付された。

⁷ JOC 専任コーチに対する謝金は当委員会の調査対象外事項であるが、以下のとおり付言する。平成 25 年 3 月に、強化留保金口座からある JOC 専任コーチに対し 350 万円が返金されている。この専任コーチは、振興センターによる指導者スポーツ活動助成金の受領者ではなく、JOC の専任コーチとして、平成 21 年 4 月から平成 25 年 3 月まで月額 30 万円（年額 360 万円）の謝金を受領していた者である。この指導者は、全柔連強化課からの請求を受け、そのうちの 10 万円を毎月、強化留保金に拠出していた。斉藤体制になってから、この指導者による拠出額の総額が 410 万円と突出していたため、他の強化留保金拠出者との「バランス」を考慮して、60 万円を差し引いた残り 350 万円が返金されたものである。JOC 専任コーチ謝金は、使途が定められた経費助成ではなく、同じく使途が定められていない給与と同様の性格をもつもの（したがって所得税が賦課される。）であるから、この指導者による強化留保金への拠出額の源泉が JOC 専任コーチ謝金であることは、JOC 専任コーチ制度との関係では問題とならないと思料する（ただし、強化留保金の制度それ自体の問題性は否定しない。）。

以上を合計すると、強化留保金口座への当初残高に実入金額を加算した額は、約 3649 万円と推定できるが、当初現金の額（ α 円）と助成金受領者からの拠出額の不確定部分（「 β 円」の部分）という 2 つの不確定要素があることから、これ以上の額であった可能性も否定できない。

(ウ) 強化留保金からの出金状況・全容

強化留保金からの出金のうち、残されていた領収書と全柔連側からの回答書面（資料 3-2）により用途を一応確定できた額は、約 1108 万円である。その用途の内訳は、別紙 5 「強化留保金の分析」の右上の円グラフのとおりである。

なお、平成 21 年度以降、「大会・合宿・海外遠征」を用途とする出金が毎年 200 万円程度認められる。平成 19 年度及び 20 年度の「大会・合宿・海外遠征」を用途とする出金は合計で 55 万円しか判明していないが、おそらく、平成 21 年度以降と同レベルの出金（つまり毎年 200 万円、2 年分で 400 万円程度）があったのではないかと推測される（この 400 万円と 55 万円の差額 345 万円は、残されていた領収書と全柔連側からの回答書面（資料 3-2）からは確定できないものであるが、一応、合理的に推測できる出金額と見てよい。）。

他方、当初残高に実入金額を加算した額（約 3649 万 + α 円 + β 円）と、現在の残高（約 2410 万円）に用途を確定できた出金額（約 1108 万円）を加算した額を比較すると、貸借差額（約 132 万 + α + β 円）が生じる（別紙 5 「強化留保金の分析」参照）。そもそも、 α （当初現金）も β （助成金受領者が明確に記憶していない拠出額）もそれほど大きくないと思われるが、「大会・合宿・海外遠征」を用途とする出金の一部として前記のとおり 345 万円が出金されたと仮定すると、 $\alpha + \beta$ は、213 万円となり、 $\alpha + \beta$ の合計額としてイメージできる金額と大きな乖離はない。これらの評価からは、強化留保金から「大会・合宿・海外遠征」以外に私的に流用された等のいわゆる「用途不明金」が高額に存在した可能性はそれほど高くないものと思われる。

(3) 評価

ア 振興センターに対する資金使途報告書との関係について

振興センターから指導者スポーツ活動助成金を受領していた助成金受領者は、振興センターに資金計画と報告書を提出している。全柔連のスタッフらが提出した報告書面には助成金を日常スポーツ活動における経費として支出した旨が記載されているが、強化留保金としての拠出は、明らかにスタッフの日常スポーツ活動における「経費」とは認めることができず、この点で振興センターに提出された資金計画と報告書の内容とは異なる日常スポーツ活動における経費以外に助成金を使用したことになり、問題と言わざるを得ない。

なお、振興センターが作成した「スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付決定手続きの手引」には、「日常スポーツ活動に対する助成金は、日々のスポーツ活動に対する実費弁償的な性格をもつものとして、非課税扱いとなっています。また、日々の支出に関しては、交付申請時の資金計画と四半期ごとの報告書をもって証拠書類に代えることとし、領収証等のNAASHへの提出は必要ありません。」と記載されている（注：NAASHとは振興センターの旧略称である。）。また、平成22年度以前は、「スポーツ振興基金助成金 選手・指導者活動助成（日常スポーツ活動）の事務手続について」と題する文書が作成されていたが、同文書にも同趣旨のことが記載されていた。

この扱いは、振興センターによれば、平成4年に、当時の文部省と大蔵省の間で折衝があり、その結果発せられた「平成4年2月27日付け各国税局所得税課担当補佐宛て事務連絡（国税庁課税部審理室審理第一係長通知）」に基づくものとのことである。

さらに、例年、振興センターから各助成金受領者に対し交付決定書が送付される際に、振興センタースポーツ振興事業部助成課長から助成活動者への「事務連絡」が同封されているが、同文書にも、「領収書については、これを整えることは必要ないとされており。」と記載されている。実際にも、これまでに、振興センターにより報告書の内容が精査され、不適切な支出であると判断されたケースはないとのことである。

以上のとおり、指導者スポーツ活動助成金の使途については、交付申請時の資金計画と四半期ごとの報告書が振興センターに提出されれば報告書をもって正当な経費支出を推定し、その裏付けである領収書等の提出は求めないというのが、振興センターの立場である。これは、選手・指導者という個人に対し、資金使途の記録や領収書の収集等の煩雑な作業を求めることは、選手・指導者の円滑なスポーツ活動を阻害することになりかねないことからなされた現実的な判断と評価できる。とはいえ、強化留保金への拠出は、報告書に記載された日常スポーツ活動の経費支出とは認めることができず、上記の推定が破られるため、助成対象とならないと判断せざるを得ないこととなる。この点について、当委員会は、振興センターと十分な打ち合わせを経て、共通の理解とした。

当委員会は、振興センターと協議の上、全柔連における助成金受領者が助成金から強化留保金として拠出をしていることが、証拠に基づき認定できるかどうかを、調査の範囲として確定した。

イ 強化留保金拠出の経過・拠出者の認識について

振興センターからの助成金受領者といえども、自己資金（例：所属勤務先からの給与）については、それをどう使おうが自由である。したがって、全柔連の内部組織である強化委員会に所属する複数名のメンバーが原資を拠出し共同の費用にあてる仕組みを作ったとしても、原資が振興センターの助成金ではなく、資金拠出者が真に自由意思により資金を供出しており、記録や資金拠出者への報告が適切になされているのであれば、問題はないと考えられる。この種の仕組みは、同窓会・趣味サークルの会費、企業の一部署における旅行積立金等、世間一般に広く行われているものである。

全柔連の男子ナショナルチームと女子ナショナルチームでそれぞれ行われていた「コーチ費」は、選手らに対する餞別・激励金の類を原資とするものであり、資金拠出者の自由意思により使途を定めず（また報告も求められず）供出されたものである。また、「コーチ費」に関しては、入出金が丁寧に記録されており（この点は「強化留保金」に関する記録とは異なるが、この差異が管理者の几帳面さに起因するものであるかは不明である。）、領収書や銀行口座の出

入金記録ともほぼ整合しており、目的外使用と言える出金も見当たらなかった。したがって、当委員会は、これらの「コーチ費」については問題がないものと判断する（ただし、餞別・激励金も全柔連全体の予算に組み入れる等の手法により、透明化したほうが格段に望ましいことはいうまでもない。）。

しかし、全柔連の強化留保金については、以下の事実が認められる。すなわち、

- ・ 強化留保金の仕組みは、拠出者を含む関係者で協議の上、合意に基づき定められたものではなく、慣例の名の下に、一部の関係者が主導して運用されていた。
- ・ 強化留保金の管理者は、歴代の強化委員長と認識されていた。そのうちの一名は、現在の全柔連会長上村春樹氏である。
- ・ 強化留保金の拠出を求める連絡は、少なくとも平成 22 年以降は、全柔連強化課からの電子メールにより、指導者スポーツ活動助成金受領者のうち吉村強化委員長の判断で選定された特定の助成受給者に対してなされていた。
- ・ 強化留保金への入金がない場合、催促の連絡が行われ、他方で、指導者スポーツ活動助成金を受領しなくなった者は、その時点から強化留保金の支払いを免除される等、助成金の受領の有無と強化留保金の拠出が連動していることが多かった。
- ・ 強化留保金が保管されていた銀行口座の預金通帳、現金そのもの、領収書等の資料が、強化委員会の金庫（「青い金庫」）に入れられ、その金庫は、全柔連事務局経理課の金庫（「大きな金庫」）に入れられていた。なお、「青い金庫」の開閉ができるのは少数の強化課職員に限られており、「大きな金庫」の開閉権限を有する経理課の少数の者であっても、「青い金庫」の開閉方法は知らなかった。
- ・ 強化留保金が保管されていた銀行口座から現金を引き出すための暗証番号が、少なくとも平成 22 年以降は、複数の強化関係者の間で共有されていた。

これらの事実を総合考慮すれば、強化留保金の原資は一部を除き、振興センターの助成金であると特定でき、また、資金拠出者が完全な自由意思により資金を供出しているとも言えず、強化留保金の管理に全柔連が組織として関与していたと言わざるを得ない。さらに、

- ・ 強化留保金の使途につき記録が整えられておらず、資金拠出者に対する書面による

具体的な報告も一切なされていなかった。

これらの事実に鑑みれば、全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であった。そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかつたことは、全日本柔道連盟の組織のガバナンスとして大きな問題があったものと言わざるを得ない。

ウ 中間報告後の全柔連からの「要望」と当委員会の見解

中間報告後の「要望書」により、全柔連から当委員会に対し、「『強化留保金』は、『公益財団法人全日本柔道連盟』とは関係のない資金であり、本連盟は、その資金の管理等に關与しておりません。そのような理解に基づいて最終報告をいただきたいと存じます。」との要望があった。

当委員会は、上述のとおり、(1)強化留保金の原資は一部を除き、振興センターの助成金であると特定でき、(2)歴代の全柔連強化委員長ら強化委員会トップが助成金受給者を決定し、かつ、助成金受給者の中から強化留保金を拠出する者を決定しており、(3)強化留保金への拠出が遅れている者に対しては、強化委員長の指示で全柔連事務局強化課職員が督促をし、(4)歴代の全柔連強化委員長、専任コーチ（かつて存在した、全柔連に常駐する強化委員の役職名）及び全柔連事務局強化課職員が強化留保金を現金、あるいは預金として管理にあたり、(5)現金、預金通帳、銀行印、金銭出納帳（一部）及び領収書（一部）の管理場所も全柔連事務所内のデスクあるいは金庫であり、(5)強化留保金の管理・拠出にかかわった者は、全て、全柔連理事を含む全柔連の公職の地位にあった者であり、全柔連が組織として強化留保金に關与していたと言わざるを得ないことを認定した。さらに、強化留保金の使途につき記録が整えられておらず、資金拠出者に対する書面による具体的な報告も一切なされていなかった事実に鑑みれば、全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であり、そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかつたことは、全柔連の組織のガバナンスとして大きな問題があったものと言わざるを得ないと判断した。

中間報告後の調査によっても、この認定・判断を覆すに足る新しい事実は認められなかつた

ことから、最終報告においても、この認定・判断を維持する。これだけの事実がありながら、なお、「強化留保金」は全柔連と関係のない資金であり、関与していないという全柔連の見解を、当委員会は全く理解できない。

また、全柔連は、中間報告後の「要望書」により、当委員会に対し、「『強化留保金』は、全柔連の組織としての資金入出金に関係がなく、従って簿外の資金でもない。強化スタッフだけで管理している、互助会的な私的な資金である。」と主張した。

当委員会は、全柔連によるこのような見方に、到底同意することはできない。上記に記載した事実からすれば、「強化留保金」が「私的な資金」とは到底言い得ない。加えて、中間報告以後の調査の過程で、複数の指導者が、強化留保金制度に反対したいとの意図から、強化留保金の支払の時期をできるだけ遅らせていた等と証言している。このことから、「互助会的な私的な資金」といった類のものとは言い得ない。さらに、強化留保金の使途は、主に選手の飲食（「栄養費」）や外国指導者との接待交際費であったとの説明があったが、これらの経費は準公的なものといえ、全柔連の予算から支出することも考えられてよい類のものである（全く私的というわけではない準公的な使途であるからこそ、「強化留保金」からの支出が許されてきたのであろう。）。この観点からは、全柔連は、「強化留保金」が存在するからこそ、これらの支出を免れていると言い得る。「強化留保金」は、いわば全柔連の予算を補完する資金とすら言えるものであって、「全柔連の組織としての資金入出金に関係がない」とは到底言い得ないものである。

第4 総括

1. 金額について⁸

- ① 既に述べたとおり、平成19年度から24年度の6年間に、全柔連の指導者に総額1億9870万円の指導者スポーツ活動助成金が支給されたが、そのうち、受給資格が認められない期間の助成金受領額の総額は3620万円である。
- ② また、既に述べたとおり、平成19年度から平成24年度にかけて、指導者スポーツ活動助成金を実際に受領した者63名のうち46名（受領者の約4分の3）から、「強化留保金」に対し、少なくとも3345万円の入金があったと認められる。
- ③ ①と②には、「受給資格が認められない者」から抛出された「強化留保金」が重複して計上されている。この重複を排除し、①②いずれかの問題があった部分の総額を集計すると、6055万円になる。

2. 全柔連における指導者と選手の組合せの決定過程について

すでに見たように、当委員会が調査の対象とした振興センターによるスポーツ活動助成金制度は、JOCのアスリートプログラムを前提とする。同プログラムは、まずオリンピック強化指定選手を指定し、強化指定選手の強化活動に必要な助言、指導を与えるための強化スタッフ（コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフ）を当該競技団体に配置するものである。強化指定選手は、エリートA、エリートB、ユースエリートのカテゴリに分けられるが、このうちエリートAに2名の指導者が、エリートBに1名の指導者が、それぞれ割り当てられるものとされている。

素直に考えれば、オリンピックレベルの実力のある選手なのだから、どの指導者に指導を受

⁸ 別表「受給資格・留保金抛出額一覧表」末尾参照。

けるかは、本来、選手の意向を最大限尊重して決定されるべきであろう。確かに、個々の選手の意向のみでは、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフといった、複数の選手をサポートすることが予定されているカテゴリの強化スタッフが助成金受給対象者から一切抜け落ちてしまう可能性があるから、競技団体等が調整をする必要もあろう。しかし、選手の意向も当該選手を主として指導している指導者の意見も聞かずに指導者と選手の組み合わせを決定するという方法は、極めて不自然で、不適切であると言わざるを得ない。

しかし、全柔連では、指導者と選手の組合せは、伝統的に男女監督により原案が作成され、強化委員長が了承するという形で、強化委員会トップから一方的に決められていたのである。強化委員会トップは、指導者と選手の組合せの決定に際し、規則上の受給資格要件をほとんど意識しておらず、かつ、指導者の意見も選手の意向も聴取していない。調査対象期間である平成19年度以降は、強化委員会の決議を経ることすらなかったのである。

多くの指導者は、全柔連事務局強化課から振興センターに対する申請用紙が送られてきて初めて、自分が助成金受給対象者に選ばれたことと、担当することになる選手が誰であるかを知ったと述べている。また、ほとんどの選手に対し、担当の指導者の名前すら伝えられていなかったことに、当委員会は驚きを禁じ得なかった。選手が担当の指導者を知らずして、実のある指導が行えるはずがない。

以上のとおり、上に述べた不自然かつ不適切な決定が、全柔連では現実に行われていたのである。

このような不自然かつ不適切な決定がなされていた背景には、我が国の柔道界における強固な上下関係、特に、全柔連幹部に対し、選手はもちろん、指導者であっても物申せない雰囲気醸成されていたことを否定することはできない。当委員会が行った調査の過程でも、複数の指導者から、このような指導者と選手の決定方法に疑問を抱いていたが、全柔連の決定であり異論を述べる雰囲気ではなかったとの意見が寄せられた。

3. 全柔連における指導者スポーツ活動助成金受給者の特徴と、受給資格の判断における傾向

指導者スポーツ活動助成金受給者の枠は、各競技団体の直近の成績に応じて一定の基準により各競技団体に配分される。

全柔連に対し配分された受給資格者の枠は、平成 20 年度までは概ね 20 人台で推移しており、主に、全柔連が選任したナショナル・シニア及びジュニアコーチが受給者として指定されていた。

平成 21 年度は、スポーツ振興基金の運用益が減少し、指導者スポーツ活動助成金受給者の総枠自体も減少したことに伴い、全柔連に対し配分された受給資格者の枠も減少した。

ところが、平成 22 年の世界柔道選手権大会から 1 階級 2 名の選手が出場できるようになり、しかも日本選手が好成績を収めたことから、平成 22 年度後半以降、全柔連に配分された受給資格者の枠が 40 人台に倍増した。この時に増加した「枠」は、強化委員会トップにより、概ね、役職（委員長・副委員長等）をもたない強化委員と、情報・戦略スタッフ、医科学スタッフといったそれまで助成金をあまり受けてこなかったカテゴリーの強化スタッフに配分された。

全柔連における指導者スポーツ活動助成金受給者は、例外なく全柔連強化委員会委員である。柔道選手は、日常的には企業・大学等の所属団体に鍛錬を積み重ね、全柔連により見出されてナショナル選手、シニア選手及びジュニア選手として選定されると全柔連による強化を受ける。つまり、所属団体からの強化と全柔連による強化という二重の強化を受けるという構造がある。そして、柔道界においては、所属団体の指導者は、全柔連の強化委員に選任されない限り、指導者スポーツ活動助成金の受給資格者に選定されていないのである。この点が、柔道界における指導者スポーツ活動助成金受給者のひとつの特徴とよい。

スポーツ活動助成金は、JOC のアスリートプログラムにより認定された選手の日常のスポーツ活動と、その選手を日常的に指導する指導者を財政的に援助することを基本的な目的とする。

この目的に照らせば、指導者と担当選手の「距離」がひとつの重要な考慮要素となる。所属団体の指導者や、全柔連が選任したナショナルコーチ及びシニアコーチは、合宿や試合会場等、まさに選手強化の第一線で活動するから、指導者スポーツ活動助成金の受給者として問題はない。

また、ジュニアコーチは、基本的にはジュニア選手の担当者であり、指導者スポーツ活動助成金の受給対象者である「エリートA・B」選手を直接担当するわけではないから、慎重な検討が必要である。もっとも、ジュニアコーチも、ナショナル・シニアレベルの合宿に参加してナショナル・シニアコーチとともにナショナルレベルの選手に対し指導に当たる等の事実が認められる（特に女子チーム）。そこで、当委員会は、ジュニアコーチについては個別事情を調査し、担当選手に対し直接的または間接的に指導を行っていると思われる場合には、助成金受給資格ありと判断した。

さらに、情報・戦略スタッフは、試合会場で撮影したビデオの編集作業に夜遅くまで従事しており、医・科学スタッフもボランティアでトレーナーとして合宿等に同行している。これらの者も、実際に自腹を切って選手全体のための具体的な強化活動に従事しており、指導者スポーツ活動助成金の受給者としてふさわしいであろう。当委員会は、これらの者についても、特段の事情がない限り受給資格があると判断した。

他方で、選手強化の「現場」で働いているこれらのスタッフ以外の受給者、すなわち強化委員会幹部、及びコーチではないが強化委員の肩書を持つ者らについては、JOCのアスリートプログラムにより認定された選手の日常のスポーツ活動と、その選手を日常的に指導する指導者を財政的に援助するというスポーツ活動助成金の基本的な目的から遠いことは否めず、また、強化委員会が合宿や公式試合を視察するときは、多くの場合、全柔連より交通宿泊費が支給されることから、慎重な検討が必要である。

検討の結果、当委員会は、強化委員会幹部、及びコーチではないが強化委員の肩書を持つ者らの受給資格を認めるためには、所属団体のコーチ、全柔連のコーチングスタッフ、情報・戦

略スタッフ、医・科学スタッフらと同等かそれ以上に、選手の強化に日常的・具体的に貢献しているといえることが必要と判断し、個別事情を慎重に検討した。

その結果、何名かの強化委員については、全ての合宿に参加し全ての試合を視察して、担当選手を含む選手団に対し直接接している事実、あるいは、競技ルールや審判実務に精通し、担当選手を含む選手団に対し講義を行う等、集団的な指導を行っている事実が認められたことから、受給資格ありと判断した。

他の多くの強化委員は、全柔連の強化委員会における強化方針の策定や選手選考に関与し、あるいは全柔連とその所属団体のパイプ役を果たす等、全柔連の強化委員としての活動を行っていることが認められる。これらの活動は、我が国の柔道選手の育成・強化にとり極めて重要なものであり、当委員会は、これらの強化委員の活動の重要性を否定するものではない。しかし、これらの活動は、強化委員という全柔連の役職者としての活動であって、担当選手に対する指導とは言い難く、指導者スポーツ活動助成金の受給資格の有無という観点からすれば、担当選手との関係が間接的で、あまりにも薄いと言わざるを得ない（なお、「試合会場での声かけ、応援」等、無形的かつ非継続的なサポートのみでは、受給資格が認められないのは当然である。）。

これらの強化委員の中には、強化委員会トップにより担当選手との組合せを一方的に決められたものであり、全柔連の方針に結果として協力させられたという不運な面がある者もいる。とはいえ、指導者スポーツ活動助成金の受給資格の有無を問われれば、認められないと言わざるを得ない。むしろ、これら指導者らに受給資格が認められない事態を招いた全柔連幹部が、これらの指導者に対して重い責任を負うというべきである。

4. 全柔連組織内部における責任の所在

指導者と選手の組合せの決定に当たっては、上述のとおり、本来であれば、指導される選手と現場の指導者らの意見が尊重されるべきであった。にもかかわらず、少数の強化委員会トップ（強化委員長及び男女両監督）が独断で選手と指導者の組み合わせを決定していたことに、

今回の問題の根本原因がある。したがって、本件問題について最も重い責任を負うのは、平成 19 年度以降の強化委員長であり、指導者と選手の組合せを決定する責任者であった吉村氏である。

次に責任が重いのは、指導者スポーツ活動助成金から強化留保金への「回収」を考案した者である。しかし、具体的に誰がこれを考案したのかは、関係者に明確な記憶がなく、確定できなかった。

強化委員会幹部として、強化留保金制度の管理・運営を行ってきた者の責任も軽視はできない。この意味で、歴代の強化委員長、すなわち藤田氏、上村氏、吉村氏が、「回収」を考案した者と同等の責任を負うと言うべきである。

なお、振興センターから送られてくる申請書式や各指導者からの申請書・報告書を取りまとめ、男女監督・強化委員長に指導者・選手の組合せを決定するよう依頼し、さらに近年において「強化留保金」の管理事務を行っていたのは、全柔連事務局強化課職員であった。確かに、強化課職員らが、強化委員長の指示を拒むことは事実上難しかった面がある（上下関係の厳しい全柔連においてはなおさらである。）。もっとも、事務局は、事務手続に精通し、時に上司の過ちを是正することが求められるし、必ずしも上司・部下の関係には立たない強化委員長・強化課職員の間で自然発生的に指示系統が発生していた場合に、事務局の最高責任者が、そのような乱れた組織的秩序を把握し、是正する責任があったと言うべきであろう。この意味で、全柔連事務局長・村上清氏も本件につき応分の責任を負うべきである。

最後に、全柔連現会長・上村氏の責任を検討する。当委員会も、全ての不祥事について一律に組織のトップが責任を取るべきとするものではない。しかし、本件に関しては、上村氏が平成 21 年以降の全柔連の会長職にあった事実のみならず、かつて同氏が強化委員長であった時代から「強化留保金」の実務が行われていたこと、吉村氏を平成 19 年度以降の強化委員長に任命した者であること、吉村氏が指導者スポーツ活動助成金に関する指導者と選手の組合せを

独断で決定し、かつ「強化留保金」の管理者であったことを把握し、是正すべきであったのにできなかったこと等の事実が認められる。これらの事実を鑑みれば、上村氏にも、本件についての責任があると言わざるを得ない。

5. 全柔連の組織としてのガバナンスについて

当委員会は、中間報告において、指導者スポーツ活動助成金の適正な受給に関しても、強化留保金という不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらずこれを防ぐことができなかったことに関しても、全柔連の組織としてのガバナンスに問題があると認めたが、以下の点を付言する。

当委員会は、外部委員のみによる第三者委員会であり、全柔連はこのことを了解している。特に、「当委員会は、調査により判明した事実とその評価を、全柔連の現在の幹部に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。」ことへの了解を明示的に求めており（当委員会は組織としての全柔連の委託を受けた第三者委員会であって、全柔連の幹部個人から委託を受けたものではない。）、その点も含め、全柔連理事会での決議がなされ、当委員会が設置された。当委員会は、全柔連がいわば強烈な自己批判を行うために設置されたもののはずであった。

当委員会委員長は、当委員会の中間報告直後に開かれた臨時理事会に出席し、中間報告書の意図を理事らに十分に理解してもらうべく、以下のとおりの所見を述べた。

- ① 当委員会は、助成金受給者の要件について、振興センターと長時間にわたる議論を行った。その結果、規定を文言通り適用するのではなく、コーチの実態を踏まえて判断すべきであるという解釈を得た。
- ② 「遵法精神の欠如」という表現の意味は、要するに規則規定をよく分析・検討し、理解し、これを遵守すべきであるという当たり前のことを述べたまでである。少数の人で決

めることなく、例えば強化委員会で決定するというのもひとつの手法だと思う。仮に指導者スポーツ活動助成金の受給において、要件が認められないことを十分に知りながら申請を行っていたとすれば、これは故意による受給（詐欺）にも当たりうるが、当委員会は、現時点では、そこまでの事実は認められず、過失により関係規定の理解が十分ではなかったものと判断している。関係規定の遵守については、プロジェクトチームを作って、全柔連内部で周知徹底することが考えられる。

- ③ 強化留保金については、指導者間の互助の精神は美しいが、そこに使途が定められた公金を入れてはいけないということである。今後、強化留保金に対する過去の入金と出金を明らかにする必要がある。入金については当委員会において調査を行うので、出金について、この件に関わった関係者で調査の上、当委員会に報告書を提出して欲しい。

しかし、その後の全柔連の対応は、以下のとおりであった。

- ・ ③については、回答書面（資料3-2）が提出されたのみであった。資料3-2は各出金の日付もなく、これによって、強化留保金の使途の全容が明らかになったとは言い得なかった。
- ・ 上記②に関し、全柔連からの「要望書」には、個人助成事業についても助成金審査委員会の審査の対象とする所存である等、ある程度の評価に値する対策が記載されていた。しかし、当委員会委員長が示唆した、助成金の適正受給を確保するためのプロジェクトチームが作られた様子は窺われない。
- ・ 中間報告書全般に関して、全柔連幹部・事務局の一部から、3回にわたり「要望書」が提出された。

当委員会も、全柔連からの根拠ある反論については耳を傾ける用意があったし、現に、全柔連の指摘を踏まえて細かな修正を加えた事項もある。しかし、「要望書」の内容は、具体的事実を根拠に当委員会の認定の誤りを指摘するものではなく、当委員会の見解を単に理由なく否

定するのみのものといわざるを得なかった（資料 2-2 当委員会から全柔連への「回答書」参照。）。

全柔連幹部・事務局の一部によるこのような対応・見解は、「当委員会は、調査により判明した事実とその評価を、全柔連の現在の幹部に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。」ことを了解した全柔連理事会決議とは異なる態度と思われた。

また、これら要望書は、当初「専務理事」名義で、次に「事務局長」名義で提出されたものであり、当委員会としては、これを組織としての全柔連の見解と受けとめてよいものか、戸惑ったのも事実である。そこで、この点について全柔連側に再三にわたり確認したところ、最終的には、会長名義での要望書として改めて提出された。

理事会の決議を経て設置された当委員会に対し、事実上の反論を内容とする「要望書」を提出することは、組織としての全柔連にとって極めて重要な決定事項であるはずであるが、上記要望書について、理事会の決議等を経た様子もない（平成 25 年 6 月 11 日の臨時理事会で追認された事実もない。）。結局は全柔連幹部・事務局の一部の見解が、あたかも全柔連の組織としての見解であるかのように提出されたものであって、全柔連の組織としての真の総意とは思われないものと言わざるを得ない。

それは、指導者からの調査回答書に、以下のような切実な声が記載されていたことから明らかである（特定を避けるため多少の修正を加えている。）。

- ・ コーチ・スタッフに対する助成金は必要であり、その仕事の種類によっては年間 120 万円では足りない者もいる。又、余るぐらいの者もいると思う。正しく配給を考え適切に処置すべきであった。そしてこのことにより一生懸命に活動しているスタッフもすべて同じように見られているのが現状であり、残念である。今我々は信頼回復のために真剣に活動しなければならないと思う。

- 担当選手の組合せは、自分で決めたわけではなく、勝手に決められたもので、どのような指導をするかについて指示もなかったにもかかわらず、今更指導実態がないと言われることには不満がある。担当選手との組合せは実態に合致していないものが多く、指導実態がないと判断される指導者は多いと思う。
- 誰がどのようにして（どういう基準で）スタッフを決定しているのか不明で、疑問を抱いていた。本来、当該選手の所属先の指導者、あるいは実際に練習拠点としている所の指導者と全日本のコーチがスタッフとなるべきであると思う。
- 強化委員会に支払った...というより、何の理由かよくわからないが、戻したという感覚。使い道は知らなく、もともとコーチになってそのような助成があると思っていたし、実際色々な出費が増えた為、「もともと補助などないのだから、10万円返すのはしょうがない。もらえるだけありがたい」そう感じていた。助成金の性格をより深く理解すべきであった。認識が甘かったと反省しております。集めたお金は海外遠征、国内合宿等でコーチのミーティングも兼ねた食事会等に使われているのかな？と、思っていました。
- （強化留保金の）使用目的に関しては、一切、説明はされていない。問いただすことすらできない雰囲気であった。
- そもそも、助成金対象選手に対しての指導者の人選は強化上層部並びに、事務局上層部が行っていると推測される。少なくとも、受給指導者自身にその権利はなかった。また、それを断れるような雰囲気でもなかった（柔道界の上下関係）。助成金の計画書・報告書に関する詳しい記入のレクチャーもなく、指導者は与えられた「例」と選手のスケジュールをもとに、記入するしかなかった。当然、社会通念上、報告書等の「その他」欄に強化留保金の金額を記入するなんてことはできなかった。強化留保金

に関しても、半強制的であり、必要性は理解できても、強制的に徴収することに納得していないコーチも多かったと思う。留保金の用途に関しては一切説明は受けていないことも、納得できない理由の一つである。使用用途も説明のないまま、半強制的に10万円を徴収され、受給に不備？不正？があることを指導者の責任とされ、挙句の果てに、過去に受給した助成金を指導者自身に返金しろというのは、あまりにも酷である。以上の理由から、今回の助成金問題に関して、一切の責任は連盟にあり、指導者に責任転嫁するものではないと考えます。

- ・ 振込金の目的は知らなかった。
- ・ 選手の所属のスタッフが助成金を受けないのはおかしい。
- ・ 選手へのコーチングスタッフの担当（割振）のしかたがよく理解できない。
- ・ 今回の問題は一つは、助成金を受け取るに値しなかった者が受給していた事と、助成金の一部を全柔連が吸上げ、不当な使用を行っていた事だと考えられます。この二つを混同して問題化しているため、選手はもちろん指導現場で、様々な物を犠牲にしながら選手強化に真摯に取り組んでいるコーチにとっては、非常に迷惑で、活動がしにくい状況であります。早期解決を切に願います。
- ・ 現場コーチは苦勞して指導を行っており、これと、コーチと名のついていない者を全部一緒くたにされるのには違和感がある
- ・ 説明を求めてもはっきりした説明はなく、今までもこのような立て前の処理をしているということを言われてしまい指示通りになってしまった。

- ・ 事前に（強化留保金の）使用目的についての説明は受けていません。
- ・ 助成金に関しては、どのように担当選手を振り分けられていたかは存じませんが、常に全日本コーチの一員として、選手の指導に関わってきました。しかし、担当している選手を特別に指導しなければならないというような認識はありませんでした。ナショナルチームの選手への一環ととらえていました。
- ・ そもそも、助成金をその他の為に使用するということは、全柔連が交際費などの経費を正式に利用することができなかったからなのではないでしょうか。国際交流をする中で、諸外国では日本チームはとても良く受け入れてもらっています。その中で海外チームが日本に来た時に、きちんと受け入れ、互いに発展していくことができる体制を作って頂きたいです。
- ・ スタッフを受けるにあたり、（特にコーチングスタッフ）ある程度、自由の効く、金員は必要だと考えます。徴収される場合も、その使途が明確であれば問題ないと考えます。その点では今回は不十分であったのかな…と思います。
- ・ 事前の説明など何もなく、資料が送られてくるだけで、与えられた資料を丸写しするように言われた。担当選手との組合せについて強化委員に対して質問したことがあるが、「それでいいんだ。」と言われ、そのまま申請していた。
- ・ （強化留保金の）使用目的については一切説明を受けていない。
- ・ 暴力問題もそうだが、全柔連の上の方に権力が集中してしまったのが問題である。文句を言えるような雰囲気ではなかった。

- ・ 組合せが強化委員会で決定されることはなく強化委員長が勝手に割り振りをしており、組合せを書いたプリントを配られて一方的に知らされるだけであった。この組合せに対して異議を述べることができる雰囲気ではなかった。不適切な組合せが多く、所属の選手がいるにもかかわらず、全く関わりのない選手の担当にあてられている指導者が多かった。

- ・ 10 万円を強化委員会に支払い込んだ件については、使用の目的、使途についての説明は一切なかった。

- ・ 助成金（四半期毎）を受給した後、全柔連事務局強化課より連絡があり 10 万円を吉村委員長の指示において強化委員会に支払ってほしいとの連絡があった。任意かどうかの説明もなく強化スタッフ全員にお願いしているとの事だった。ただ強化協力金であるとの説明はあった。標記助成金の具体的な説明を受ける機会がなかったことが活動自体をもっと積極的に行えなかった原因となったように感じている。助成金を受給する等にあたり、連盟等からの強化スタッフの区分に関する連絡等は一切なく、記憶しておりません。また各競技団体に強化スタッフのリストが作成されていたことも知りませんでした。よってマネジメントスタッフであることを第三者委員会の中間報告で知るにいたりしました。

- ・ 制度そのものに問題があるのか、担当を決めるところに問題があるのか、わからないが、実際的でない現実的ではないのは明らかである。私が担当している選手との関係はまれである。該当選手が決めるべき問題で、連盟がだれなのかを決めるのがおかしいと思う。

- ・ マネジメントスタッフの中に現金を支払っていないスタッフがいた人も聞いていた。全員が支払っていると聞いていた。

- ・ (強化留保金について) 説明を受けてはいませんが、ナショナルチームにおけるコーチ達の活動補助であると考えていました。しかしながら、年間どのぐらいの額が集まり、どのように使われたかという報告がなされていなかったことは、不適切であり、不信を抱かせるものであったかもしれません。柔道におけるナショナルチームのコーチは、指導実績や所属に強化選手を抱えているなどの実質的なものではなく、競技実績を重視して選ばれてきたと思われます。その為に、実際に、日常的に指導をしている方が、こういった助成金を得て、さらに指導に活かすことができていなかった部分があるようにみえます。今後は、このような助成金が、日頃より、実質的に選手を指導している方々に給付されるようになればと思います。

- ・ 自分の教え子がいるにもかかわらず、別の選手に当てられている例が多いと思う。自分の教え子がいるのに別の選手に当てられて支給要件がありませんと言われても、こちらとしては困る。

全柔連において、強化の現場の声が上層部により聞き入れられていなかったことは、指導者と選手の組合せが強化委員会トップにより一方的に決められていたことに端的に表われている。加えて、全柔連は一連の問題を受けて改革を進めているというが、全柔連幹部・事務局の一部が、上記に引用した現場の声を汲み上げることはおろか、理事会に諮ることすらせず、独自の判断で「要望書」を当委員会に提出したのである。このような今回の対応自体が、現場の意向を聞かず物事を決める全柔連上層部の体質が未だに改善していないことの如実な証左であるといわざるを得ない。

6. 事後処理についての提言

今回の個々の助成金受領者は、自ら希望して助成金を受領していたというよりは、助成金を

受領するために選手と指導者を形式的に組み合わせた全柔連上層部の意向に従ったにすぎない者が多い。したがって、悪意をもって助成金を受け取ったわけではなく、今回の問題を発生させた主たる責任はない。とはいえ、助成金受給資格が認められなかったという事実は動かしがたい。

また、強化留保金に拠出した額が、本来は指導者スポーツ活動助成金の助成対象とはならないものであることも動かしがたい。したがって、助成金受領者が強化留保金に拠出した額（少なくとも 3345 万円）を全柔連ないし助成金受領者が保持し続けられる理由はない。その先の問題、すなわち、拠出額を誰に返還するか、現在の「強化留保金」の残高である約 2410 万円との差額をどう調達するか等の問題については、全柔連が責任をもって検討し、関係者と調整の上、適切に処理すべきである。

当委員会が、調査の過程で、選手の強化に日常的に携わっていた所属団体の指導者や全柔連コーチの中から、指導者は選手の意向を尊重すべきであるとの意見や、担当選手に関する指導者の希望を聴いていれば今回の問題は生じなかったとの声を耳にしたことは前述のとおりである。これらは極めて健全な考え方である。日本の柔道界の再建の過程では、現場重視・選手本意の視点に立ち、このような健全な考え方が十分に尊重されることを、当委員会は望んでやまない。

以上

当委員会の構成

第三者委員会委員

| | |
|-----------|--|
| 委員長 山内 貴博 | 弁護士・弁理士（長島・大野・常松法律事務所）、日本ドーピング防止規律パネル委員、日本スポーツ仲裁機構仲裁人候補者、日本オリンピック委員会第三者特別調査委員会委員（JOC 補助金等に関するもの。平成 24 年）、同・全柔連に関する緊急調査対策プロジェクトメンバー（平成 25 年）、元第一東京弁護士会常議員 |
| 委員 稲葉 喜子 | 公認会計士（株式会社 P A S / はやぶさ監査法人） |
| 委員 木谷 嘉靖 | 弁護士（木谷法律事務所）、第一東京弁護士会元副会長、弁護士業務の適正化に関する委員会元委員長、民事介入暴力対策委員会元委員長、日弁連弁護士推薦委員会元副委員長、非弁提携弁護士取締委員会元副委員長 |
| 委員 二村 隆章 | 公認会計士 |
| 委員 望月 浩一郎 | 弁護士（虎ノ門協同法律事務所）、日本スポーツ法学会理事（元副会長）、日本学生野球憲章検討委員、日本スポーツ仲裁機構仲裁人候補者、日本体育協会ジュニアスポーツ法律アドバイザー、スポーツ少年団常任委員、日本オリンピック委員会第三者特別調査委員会委員（JOC 補助金等に関するもの。平成 24 年）、元東京弁護士会監事 |

補佐

| | |
|----------|--|
| 補佐 生田 圭 | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、日本オリンピック委員会第三者特別調査委員会補助者（JOC 補助金等に関するもの。平成 24 年）、同・全柔連に関する緊急調査対策プロジェクト補佐（平成 25 年） |
| 補佐 澤田 将史 | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、日本オリンピック委員会全柔連に関する緊急調査対策プロジェクト補佐（平成 25 年） |

注) 肩書等はいずれも平成 25 年 6 月 21 日現在。

調査の経過

| 平成 25 年 (2013 年) | 調査事項 | 検討資料 |
|---------------------|--|---|
| 3 月 26 日 (火) | 全柔連理事 7 名のヒアリング 当委員会協議 | 全柔連理事会規程 全柔連監事より受領した助成金に関する資料 |
| 3 月 27 日 (水) | | |
| 3 月 28 日 (木) | 全柔連事務局より受領した資料 の検討 | 助成金受領者リスト、強化留保金預金 口座の写し |
| 3 月 29 日 (金) | 振興センターとの協議 | |
| 3 月 30 日 (土) | | |
| 3 月 31 日 (日) | | |
| 4 月 1 日 (月) | 全柔連事務局強化課職員 3 名の ヒアリング 当委員会協議 | |
| 4 月 2 日 (火) | | 強化委員会議事録、助成金に関する資料 |
| 4 月 3 日 (水) | | 強化留保金に関する資料 |
| 4 月 4 日 (木) | 全柔連事務局にて資料の調査 全柔連事務局強化課職員 1 名の ヒアリング 振興センターとの協議 | 平成 20 年度から平成 24 年度の全柔連が JOC から受領した書面、全柔連が JOC に提出した書面、全柔連が助成対象者から受領した書面 |
| 4 月 5 日 (金) | | 助成金に関する交付要綱、実施要領、 手引 (平成 19 年度分～24 年度分) 平成 19 年度に全柔連が JOC から受領した書面、全柔連が JOC に提出した書面、全柔連が助成対象者から受領した書面 |
| 4 月 6 日 (土) | もと全柔連コーチ 1 名のヒアリング 当委員会協議 | |
| 4 月 7 日 (日) | | |
| 4 月 8 日 (月) | 全柔連強化委員 1 名のヒアリング 当委員会協議 | B 時代の通帳及び出納帳、コーチ費の出納帳、領収証 |

| 平成 25 年 (2013 年) | 調査事項 | 検討資料 |
|---------------------|---|---------------------------|
| 4 月 9 日 (火) | もと全柔連強化委員長 1 名のヒアリング | |
| 4 月 10 日 (水) | | |
| 4 月 11 日 (木) | JOC 事務局強化部職員 3 名のヒアリング 当委員会協議 | 個人助成対象者一覧 |
| 4 月 12 日 (金) | 振興センターとの協議 | 平成 24 年度スタッフ数一覧 |
| 4 月 13 日 (土) | | |
| 4 月 14 日 (日) | | |
| 4 月 15 日 (月) | 振興センターとの協議 JOC との協議 | JOC ゴールドプラン、スポーツ振興基本計画 |
| 4 月 16 日 (火) | | 過去のアスリートプログラム、エリート認定人数等一覧 |
| 4 月 17 日 (水) | 上村春樹会長のヒアリング 当委員会協議 | |
| 4 月 18 日 (木) | | |
| 4 月 19 日 (金) | 振興センター・JOC との協議 | コーチ費の通帳・出納帳 |
| 4 月 20 日 (土) | | |
| 4 月 21 日 (日) | | |
| 4 月 22 日 (月) | 当委員会協議 | 個人助成基礎データ |
| 4 月 23 日 (火) | 佐藤宣践副会長のヒアリング | |
| 4 月 24 日 (水) | 全柔連事務局長のヒアリング もと全柔連コーチ 1 名のヒアリング 藤田弘明副会長のヒアリング (電話) | 助成金交付額一覧 |
| 4 月 25 日 (木) | | |
| 4 月 26 日 (金) | 指導者用アンケート発送 中間報告書公表 | |

| 平成 25 年 (2013 年) | 調査事項 | 検討資料 |
|-----------------------------------|---|-----------------------|
| 4 月 27 日 (土) | 当委員会委員長が全柔連理事会において中間報告書の内容説明 | |
| 4 月 28 日 (日) ～ 5 月 9 日 (木) | | |
| 5 月 10 日 (金) | 指導者用アンケート回答期限 選手用アンケート発送 もと強化副委員長 1 名のヒアリング 当委員会協議 | 指導者用アンケート |
| 5 月 11 日 (土) ～ 5 月 13 日 (月) | | |
| 5 月 14 日 (火) | 全柔連より要望書 (1) を受領 | 要望書 (1) |
| 5 月 15 日 (水) ～ 5 月 19 日 (日) | 受給資格認定・判断 | 指導者用アンケート |
| 5 月 20 日 (月) | 振興センターとの協議 | 他団体の助成金に関する調査結果 |
| 5 月 21 日 (火) | 選手用アンケート回答期限 指導者に対する電話聴取 | |
| 5 月 22 日 (水) ～ 5 月 27 日 (月) | 指導者・選手に対する電話聴取 受給資格判断 | 指導者用アンケート 選手用アンケート |
| 5 月 28 日 (火) | 全柔連より要望書 (2) を受領 | 要望書 (2) |
| 5 月 29 日 (水) | 当委員会会議 | 指導者用アンケート 選手用アンケート |
| 5 月 30 日 (木) ～ 6 月 2 日 (日) | 指導者・選手に対する電話聴取 受給資格判断 | |
| 6 月 3 日 (月) | 振興センターとの協議 | |
| 6 月 4 日 (火) | 全柔連 (上村会長含む) との協議・ 受給資格判定理由についての意見 聴取 全柔連より要望書 (3) を受領 | 要望書 (3) |
| 6 月 5 日 (水) ～ 6 月 9 日 (日) | 指導者に対する電話聴取 受給資格判断 | |

| 平成 25 年 (2013 年) | 調査事項 | 検討資料 |
|-----------------------------------|---------------------------|----------------|
| 6 月 10 日 (月) | 要望書に対する回答書の提出 | |
| 6 月 11 日 (火) 6 月 12 日 (水) | 指導者に対する電話聴取 受給資格判断 | |
| 6 月 13 日 (木) | 全柔連との協議・受給資格判定理由についての意見聴取 | 個別指導者の活動に関する書面 |
| 6 月 14 日 (金) ～ 6 月 17 日 (月) | 最終報告書の作成 | |
| 6 月 18 日 (火) | 当委員会会議 | |
| 6 月 19 日 (水) | 最終報告書の作成 | |
| 6 月 20 日 (木) | 最終報告書の作成 | |
| 6 月 21 日 (金) | 最終報告 | |

スポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書記入例（平成22年度）

[記入例]

別紙2-8

②-1

助成活動計画書（日常スポーツ活動）

申請者名 (助成対象者本人)

| 活 動 計 画 の 内 容 | 第1・四半期 | 第2・四半期 | 第3・四半期 | 第4・四半期 |
|----------------------|---|----------------------|-----------------------------|----------------------------|
| | | 日本代表の選考会に向けて最終調整を行う。 | 選考会が終了し、本大会に向けて基礎トレーニングを行う。 | 本大会に向けて、実践的なトレーニング及び調整を行う。 |
| 期 間 | JOCから通知の助成対象期間のとおり | | | |
| 目的及び 期待される 成 果 | 日本代表選手選考会で代表権を獲得したので、本大会における決勝進出ならびにメダルの獲得。 | | | |

資 金 計 画

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|----------|-----------|-------------|----------|-----------|---|
| 科 目 | 金 額 | 内 容 | 科 目 | 金 額 | 内 容 |
| 1. 基金助成金 | 1,200,000 | スポーツ振興基金助成金 | 1. 諸 謝 金 | 550,000 | トレーナー @15,000×30日 マッサージ @10,000×10日 合宿所（東京-大阪） トレーニングジムの貸切使用 2日 ダンベル、アイシング器具 トレーニングウェア、シューズ 用具類の運搬費 |
| 2. 自己負担金 | 200,000 | | 2. 旅 費 | 350,000 | |
| | | 3. 借料及び損料 | 150,000 | | |
| | | 4. 備 品 費 | 200,000 | | |
| | | 5. 消 耗 品 費 | 100,000 | | |
| | | 6. 通信運搬費 | 50,000 | | |
| | | 7. そ の 他 | 0 | | |
| 収 入 合 計 | 1,400,000 | | 支 出 合 計 | 1,400,000 | |

JOCから通知の助成金

収入合計と支出合計は一致させること

助成活動計画（資金計画を含む）承認書

上記の助成活動計画（資金計画を含む）については、競技技術向上を図るために行う日常のスポーツ活動であることを承認します。

平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

平成22年6月30日までの日付

直筆以外の場合（PC等の印刷）は、押印すること。

所属団体の長 (記名押印又は署名)

スポーツ活動助成金交付申請書添付の助成活動計画書記入例（平成23年度）

記入例②-1

別紙2-3

助成活動計画書（日常スポーツ活動）

申請者名 (助成対象者本人)

| 活 動 計 画 の 内 容 | 第1・四半期 | 第2・四半期 | 第3・四半期 | 第4・四半期 |
|----------------------|--|----------------------|-----------------------------|----------------------------|
| | | 日本代表の選考会に向けて最終調整を行う。 | 選考会が終了し、本大会に向けて基礎トレーニングを行う。 | 本大会に向けて、実践的なトレーニング及び調整を行う。 |
| 期 間 | JOCから通知の助成対象期間のとおり | | | |
| 目的及び 期待される 成 果 | 日本代表選手選考会で代表権を獲得したので、本大会における決勝進出ならびにメダルの獲得。 指導者は、担当選手がわかるように必ず明記してください。 ※団体種目・チームの指導者の場合は、指導する団体種目・チームがわかるように必ず明記してください。 | | | |
| 担当指導選手 | ○○△△選手（団体種目等の場合は、「男子リレーチーム」等） | | | |

資 金 計 画

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|----------|-----------|------------------|----------|-----------|--|
| 科 目 | 金 額 | 内 容 | 科 目 | 金 額 | 内 容 |
| 1. 基金助成金 | 1,200,000 | 円 スポーツ振興基金助成金 | 1. 諸 謝 金 | 550,000 | 円 トレーナー @15,000×30日 マッサージ @10,000×10日 合宿所（東京-大阪） トレーニングジムの貸切使用 2日 ダンベル、アイシング器具 トレーニングウェア、シューズ 用具類の運搬費 |
| 2. 自己負担金 | 200,000 | | 2. 旅 費 | 350,000 | |
| | | 3. 借料及び損料 | 150,000 | | |
| | | 4. 備 品 費 | 200,000 | | |
| | | 5. 消 耗 品 費 | 100,000 | | |
| | | 6. 通信運搬費 | 50,000 | | |
| | | 7. そ の 他 | 0 | | |
| 収入合計 | 1,400,000 | | 支出合計 | 1,400,000 | |

収入合計と支出合計は一致させること。

助成活動計画（資金計画を含む）承認書

上記の助成活動計画（資金計画を含む）については、競技技術向上を図るために行う日常のスポーツ活動であることを承認します。

平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

JOCから通知があった日～平成23年6月20日までの日付

直筆以外の場合（PC等の印刷）は、押印すること。

所属団体の長 (記名押印又は署名)

留保金口座残高の推移

【強化留保金口座月次推移】

| | | | | (単位:円) | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|-------|-------------------------------------|
| 年月日 | 入金 | 出金 | 残高 | 強化委員長 | 口座管理者 | 口座名義人 | 備考 |
| H15/5 | 4,026,482 | 0 | 4,026,482 | 上村 | B | B | H15.5.27開設 |
| H15/6 | 0 | 0 | 4,026,482 | | | | |
| H15/7 | 0 | 0 | 4,026,482 | | | | |
| H15/8 | 8 | 426,679 | 3,599,811 | | | | |
| H15/9 | 200,000 | 500,420 | 3,299,391 | | | | |
| H15/10 | 892,088 | 416,210 | 3,775,269 | | | | |
| H15/11 | 300,000 | 100,000 | 3,975,269 | | | | |
| H15/12 | 502,353 | 15,000 | 4,462,622 | | | | |
| H16/1 | 718,395 | 66,000 | 5,115,017 | | | | |
| H16/2 | 17 | 300,000 | 4,815,034 | | | | |
| H16/3 | 100,000 | 800,000 | 4,115,034 | | | | |
| H16/4 | 300,000 | 88,100 | 4,326,934 | | | | |
| H16/5 | 1,000,000 | 1,131,500 | 4,195,434 | | | | |
| H16/6 | 0 | 0 | 4,195,434 | | | | |
| H16/7 | 500,000 | 422,000 | 4,273,434 | | | | |
| H16/8 | 16 | 2,000,105 | 2,273,345 | | | | |
| H16/9 | 0 | 0 | 2,273,345 | | | | |
| H16/10 | 2,039,445 | 1,010,105 | 3,302,685 | | | | |
| H16/11 | 495,120 | 420,000 | 3,377,805 | | | | |
| H16/12 | 300,000 | 0 | 3,677,805 | | | | |
| H17/1 | 300,000 | 443,000 | 3,534,805 | | | | |
| H17/2 | 14 | 766,000 | 2,768,819 | | | | |
| H17/3 | 852,410 | 5,010 | 3,616,219 | | | | |
| H17/4 | 0 | 0 | 3,616,219 | | | | |
| H17/5 | 0 | 3,616,219 | 0 | | | | H17.5.16 C口座に振替、残高0に |
| H17/3 | 10 | 0 | 10 | 上村 | C | C | H17.3.25開設 H17.5.16 B口座より振替 |
| H17/4 | 0 | 0 | 10 | | | | |
| H17/5 | 3,216,114 | 16,275 | 3,199,849 | | | | |
| H17/6 | 500,000 | 150,000 | 3,549,849 | | | | |
| H17/7 | 0 | 10,210 | 3,539,639 | | | | |
| H17/8 | 555,143 | 650,210 | 3,444,572 | | | | |
| H17/9 | 0 | 500,000 | 2,944,572 | | | | |
| H17/10 | 833,163 | 633,525 | 3,144,210 | | | | |
| H17/11 | 100,000 | 560,000 | 2,684,210 | | | | |
| H17/12 | 453,412 | 251,762 | 2,885,860 | | | | |
| H18/1 | 759,350 | 1,495,885 | 2,149,325 | | | | |
| H18/2 | 100,367 | 0 | 2,249,692 | | | | |
| H18/3 | 100,000 | 865,855 | 1,483,837 | | | | |
| H18/4 | 300,000 | 300,000 | 1,483,837 | | | | |
| H18/5 | 0 | 381,500 | 1,102,337 | | | | |
| H18/6 | 0 | 65,000 | 1,037,337 | | | | |
| H18/7 | 100,000 | 300,000 | 837,337 | | | | |
| H18/8 | 233 | 0 | 837,570 | | | | |
| H18/9 | 1,400,000 | 900,000 | 1,337,570 | | | | |
| H18/10 | 0 | 0 | 1,337,570 | | | | |
| H18/11 | 100,000 | 0 | 1,437,570 | | | | |
| H18/12 | 0 | 455,205 | 982,365 | | | | |
| H19/1 | 1,451,570 | 0 | 2,433,935 | | | | |
| H19/2 | 860 | 179,550 | 2,255,245 | | | | |
| H19/3 | 0 | 300,000 | 1,955,245 | | | | |
| H19/4 | 0 | 0 | 1,955,245 | | | | |
| H19/5 | 400,001 | 310,001 | 2,045,245 | | | | |
| H19/6 | 0 | 20,000 | 2,025,245 | | | | |
| H19/7 | 2,500,000 | 399,600 | 4,125,645 | | | | |
| H19/8 | 2,377 | 450,000 | 3,678,022 | | | | |
| H19/9 | 200,000 | 300,000 | 3,578,022 | | | | |
| H19/10 | 0 | 0 | 3,578,022 | | | | |
| H19/11 | 0 | 200,000 | 3,378,022 | | | | |
| H19/12 | 0 | 411,000 | 2,967,022 | | | | |
| H20/1 | 400,000 | 200,000 | 3,167,022 | | | | |
| H20/2 | 3,345 | 600,000 | 2,570,367 | | | | |
| H20/3 | 0 | 100,000 | 2,470,367 | | | | |
| H20/4 | 0 | 700,000 | 1,770,367 | | | | |
| H20/5 | 0 | 500,105 | 1,270,262 | | | | |
| H20/6 | 0 | 300,000 | 970,262 | | | | |
| H20/7 | 4,496,948 | 100,000 | 5,367,210 | | | | |
| H20/8 | 502,246 | 1,166,012 | 4,703,444 | 吉村 | | | 厳密な引継時期は不明だが、この頃口座管理者が変更されていると考えられる |

| 年月日 | 入金 | 出金 | 残高 | 強化委員長 | 口座管理者 | 口座名義人 | 備考 |
|--------|------------|------------|------------|-------|-------|-------|-------------|
| H20/9 | 0 | 0 | 4,703.444 | | | | |
| H20/10 | 0 | 300,000 | 4,403.444 | | | | |
| H20/11 | 389,320 | 0 | 4,792.764 | | | | |
| H20/12 | 200,000 | 70,000 | 4,922.764 | | | | |
| H21/1 | 0 | 100,000 | 4,822.764 | | | | |
| H21/2 | 3,351 | 200,000 | 4,626.115 | | | | |
| H21/3 | 409,000 | 0 | 5,035.115 | | | | |
| H21/4 | 0 | 50,000 | 4,985.115 | | | | |
| H21/5 | 40,000 | 115,000 | 4,910.115 | | | | |
| H21/6 | 0 | 100,000 | 4,810.115 | | | | |
| H21/7 | 0 | 0 | 4,810.115 | | | | |
| H21/8 | 200,934 | 500,000 | 4,511.049 | | | | |
| H21/9 | 450,000 | 0 | 4,961.049 | | | | |
| H21/10 | 200,000 | 150,000 | 5,011.049 | | | | |
| H21/11 | 0 | 250,000 | 4,761.049 | | | | |
| H21/12 | 0 | 100,000 | 4,661.049 | | | | |
| H22/1 | 0 | 150,000 | 4,511.049 | | | | |
| H22/2 | 920,977 | 200,000 | 5,232.026 | | | | |
| H22/3 | 569,000 | 200,000 | 5,601.026 | | | | |
| H22/4 | 300,000 | 100,000 | 5,801.026 | | | | |
| H22/5 | 650,000 | 20,000 | 6,431.026 | | | | |
| H22/6 | 100,000 | 100,000 | 6,431.026 | | | | |
| H22/7 | 0 | 100,000 | 6,331.026 | | | | |
| H22/8 | 300,991 | 0 | 6,632.017 | | | | |
| H22/9 | 600,000 | 355,750 | 6,876.267 | | | | |
| H22/10 | 500,000 | 470,000 | 6,906.267 | 吉村 | 吉村 | C | |
| H22/11 | 1,001,072 | 263,000 | 7,644.339 | | | | |
| H22/12 | 0 | 0 | 7,644.339 | | | | |
| H23/1 | 140,000 | 0 | 7,784.339 | | | | |
| H23/2 | 3,000,642 | 0 | 10,784.981 | | | | |
| H23/3 | 1,000,000 | 370,000 | 11,414.981 | | | | |
| H23/4 | 270,250 | 78,000 | 11,607.231 | | | | |
| H23/5 | 3,300,000 | 500,000 | 14,407.231 | | | | |
| H23/6 | 200,000 | 50,000 | 14,557.231 | | | | |
| H23/7 | 200,000 | 432,000 | 14,325.231 | | | | |
| H23/8 | 2,168,700 | 700,000 | 15,793.931 | | | | |
| H23/9 | 600,000 | 0 | 16,393.931 | | | | |
| H23/10 | 500,000 | 520,000 | 16,373.931 | | | | |
| H23/11 | 3,900,000 | 120,000 | 20,153.931 | | | | |
| H23/12 | 100,000 | 0 | 20,253.931 | | | | |
| H24/1 | 0 | 100,000 | 20,153.931 | | | | |
| H24/2 | 2,401,487 | 50,000 | 22,505.418 | | | | |
| H24/3 | 500,000 | 0 | 23,005.418 | | | | |
| H24/4 | 200,000 | 100,000 | 23,105.418 | | | | |
| H24/5 | 2,800,000 | 50,000 | 25,855.418 | | | | |
| H24/6 | 200,000 | 0 | 26,055.418 | | | | |
| H24/7 | 200,000 | 500,000 | 25,755.418 | | | | |
| H24/8 | 1,952 | 0 | 25,757.370 | | | | |
| H24/9 | 300,000 | 4,000,000 | 22,057.370 | | | | |
| H24/10 | 550 | 22,057,920 | 0 | | | | H24.10.11解約 |
| H24/9 | 4,600,000 | 0 | 4,600,000 | | | | H24.9.13開設 |
| H24/10 | 4,300,000 | 300,000 | 8,600,000 | 吉村 | 吉村 | 吉村 | |
| H24/11 | 202 | 8,600,202 | 0 | | | | H24.11.21解約 |
| H25/2 | 10,000 | 0 | 10,000 | 齊藤 | D | D | H25.2.14開設 |
| H25/3 | 23,495,046 | 315 | 23,504,731 | | | | H25.3.22現在 |

強化留保金の分析

【強化留保金勘定入出金】

入金

| |
|--|
| H19.6.30 時点の現預金残高 預金：2,025,245 円 現金：α (*1) 計：2,025,245 円 + α |
| H19.7.1 ~ H24.3.22 助成金対象者による入金 ・振込による拠出： 24,000,000 円 ・現金による拠出： 9,450,000 円 + β (*2) 計 33,450,000 円 + β |
| 預金利息 19,892 円 (JOC 謝金からの実入金額 1,000,000 円) |
| JOC 謝金からの拠出 4,500,000 円 (*3) |
| 誤った出金の補填 計約 3,900,000 円 (*4) |

その他実入金
計 1,019,892 円

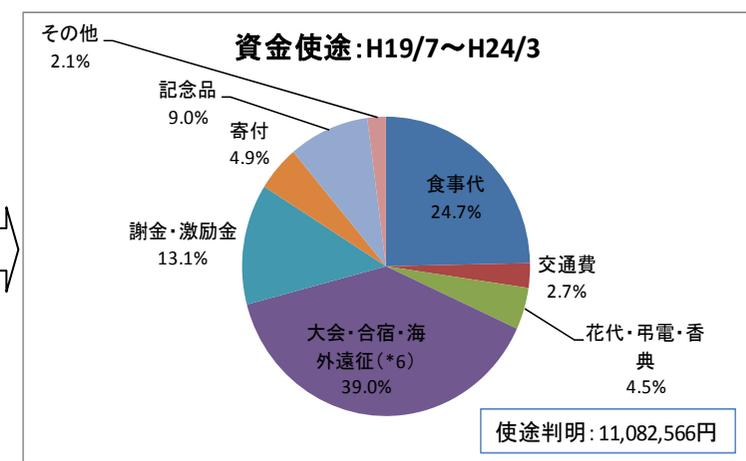
出金

| |
|--|
| H24.3.22 時点の現預金残高 預金：23,504,731 円 現金 (外貨)： 591,084 円 計：24,095,815 円 |
| H19.7.1 ~ H24.3.22 出金 (口座に返金された残額 3,602,932 円控除後) (*5) 計：12,399,322 円 + α + β |
| JOC 謝金拠出者へ返金 3,500,000 円 (*3) |
| 誤った出金 計約 3,900,000 円 (*4) |

【出金内訳】

| |
|--|
| 使途判明：証憑有り 3,000,200 円 |
| 使途判明：証憑無し 8,082,366 円 |
| 貸借差額(*7) 1,316,656 円 + α + β |

【資金使途内訳】



<注>

- (*1)H19.6.30 時点での現金残高は不明であるため、αとしている。当時の強化留保金預金口座残高の水準から、αはそれほど多額ではないと推測される。
- (*2)助成金受領者が明確に記憶していない拠出額が存在する可能性があるため、βとしている。
- (*3)JOC 謝金から 4,100,000 円を拠出した 1 名に対して、後日 3,500,000 円を返金している。
- (*4)誤った出金があったが後日全額補填されたものである。入出金に実質的影響はない。
- (*5)合宿・遠征などの際にまとまった金額を引率者が持参し、後日残額を口座に返金している。
- (*6)「大会・合宿・海外遠征」のほとんどは食事代と思われる。
- (*7)平成 21 年度以降、「大会・合宿・海外遠征」で毎年 200 万円程度費消されている。H19 年度・20 年度の「大会・合宿・海外遠征」の支出は合計で 55 万円しか判明していないが、例年と同程度費消されていたと仮定すると、上記図における「貸借差額」は、「大会・合宿・海外遠征」345 万円程度となり、α + β は 213 万円程度となる。

関係各規定一覧表

| | 平成19年度～平成22年度 | 平成23年度以降 |
|---|--|---|
| アスリートプログラム3条柱書なお書き | なお、強化指定選手のうちオリンピック競技大会でメダルの獲得など入賞が期待される者を、エリート（A、B）、ユースエリートとして認定し、エリート（A、B）に対しては、専任の強化スタッフを配置する。認定方法等については、別に定める内規による。 （*内規にはスタッフに関する規定はなし） | *変更なし |
| 交付要綱（独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱）別記3 | 助成の対象となる者は、別記1の「2助成対象者」に掲げるスポーツ団体が財団法人日本オリンピック委員会と協議の上、推薦されたオリンピック日本代表等我が国トップレベルの選手及び指導者とする。 | 助成の対象となる者は、財団法人日本オリンピック委員会（*平成24年度以降は、「公益財団法人日本オリンピック委員会」）において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とする。 |
| 実施要領（独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領）：日常スポーツ活動助成対象候補者に関する規定 | 3条（1）ア： 助成対象候補者（以下「候補者」という。）は、原則として財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が行うアスリートプログラムにより認定された強化選手のうち、JOCが別に定める基準に該当する選手（以下「アスリート」という。）及びアスリートのスタッフとする。 なお、候補者は、エリートA、エリートB及びユースエリート並びにエリートA及びエリートBのスタッフに区分する。 | 17条（2）ア： 助成対象者は、JOCが行うアスリートプログラムにより認定されたオリンピック強化指定選手のうち、JOCが別に定める基準により、エリートA、エリートB又はユースエリートに認定された選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）とする。 （*平成25年度以降は、「助成対象者は、JOCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手及びエリートA又はエリートBの専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。以下同じ。）とする。」） |
| 日本スポーツ振興センター作成の事務説明書類 | スポーツ振興基金助成金 選手・指導者活動助成（日常スポーツ活動）の事務手続について： 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が行うアスリートプログラムにより認定された強化指定選手のうち、JOCが別に定める基準に該当するエリート（A、B）、ユースエリート及びエリート（A、B）のスタッフを助成対象者とします。 | スポーツ振興基金助成金（選手・指導者スポーツ活動助成）交付決定手続きの手引： 助成の対象となる者とは、JOCから推薦のあった選手及び指導者等とします。 <u>ただし、日常スポーツ活動におけるエリートA及びエリートBの専任強化スタッフについては、当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限ります。</u> |